

公 示

次のとおり、企画競争について公示します。

平成 30 年 1 月 9 日

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 小泉 明久

1 企画競争に付する事項

「平成 30 年度実践型地域雇用創造事業」に係る業務

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- (2) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。
- (4) その他予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有すること。

3 契約候補者の選抜

「平成 30 年度実践型地域雇用創造事業に係る企画書募集要項」に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者を選抜する。

4 企画書募集要項を交付する日時及び場所

- (1) 日時 平成 30 年 1 月 9 日（火）9 時 30 分～平成 30 年 1 月 26 日（金）17 時
- (2) 場所 下記記載の「本件担当、連絡先」、厚生労働省及び奈良労働局ホームページ

5 企画書募集要項に対する質問の受付及び回答

質問は下記により電子メールにて受け付ける。

- (1) 受付先 電子メール jissen-team@mhlw.go.jp
- (2) 受付期間 平成 30 年 1 月 18 日（木）17 時まで
- (3) 回答

問い合わせに対する回答は、平成 30 年 1 月 22 日（月）までに、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。
なお、企画書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、
公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

(掲載場所)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186924.html>

- 厚生労働省ホームページ
- 政策について
 - 分野別の政策一覧
 - 雇用・労働
 - 雇用
 - 地域雇用対策
 - 実践型地域雇用創造事業
 - 実践型地域雇用創造事業の実施地域の募集について
 - ・募集要項
 - ・実践型地域雇用創造事業の企画競争に関するQ&A

6 企画競争に係る説明会の開催

企画競争参加希望者に対して、説明会を実施する。

- (1) 日時 平成30年1月17日(水) 14時30分
- (2) 場所 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
職業安定局第1会議室(12階)

7 企画書の提出期限等

- (1) 提出期限 平成30年1月26日(金) 17時
 - ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。
 - なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。
- (2) 提出先 下記記載の「本件担当、連絡先」
- (3) 提出方法 直接提出(持参)又は、郵送(平成30年1月25日(木)必着)とする。

8 企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)の開催

企画書に関する企画提案会(プレゼンテーション)を開催する。

- (1) 日時 平成30年2月13日(火)、14日(水)
 - 詳細な日時は、提出者に個別に連絡する。
- (2) 場所は提出者に個別に連絡する。

9 企画書の無効

本公示に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書は無効とする。また、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなった時は、当該者の企画書は無効とする。

10 その他

- (1) 詳細は、「平成30年度実践型地域雇用創造事業に係る企画書募集要項」による。
- (2) 契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。

【本件担当、連絡先】

住 所：〒630-8570

奈良市法蓮町387 奈良第3地方合同庁舎

担 当：奈良労働局職業安定部職業対策課

岩 脇

電 話： 0742-32-0209

FAX： 0742-32-0225

平成 30 年度実践型地域雇用創造事業に係る企画書募集要項

1 総則

平成 30 年度実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業」という。）に係る企画競争の実施については、この要項に定める。

2 業務内容

本事業の内容は、別添 1 「実践型地域雇用創造事業に係る企画書作成のための仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

また、本事業の委託は、別添 2 「実践型地域雇用創造事業委託要綱」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算額は、3,830,451,000 円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内を予定している（平成 30 年度より 3 年度間）。

4 参加資格

（1）予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び 71 条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有しない。

ア 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者。

イ 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後 2 年を経過しない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同様とする。）。

（ア）契約の履行に当たり故意に製造その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

（イ）公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

（ウ）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

（エ）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

（オ）正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

（カ）契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

（キ）前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

（2）厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。

（3）労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近 2 年間の保険料の滞納がないこと。）。

（4）次に掲げるすべての事項に該当する者であること。なお、本公示における法令等違

反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 193 条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去 5 年間に職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和 60 年法律第 88 号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは处分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

ウ 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。

エ 企画書提出時において、過去 3 年間に上記以外の厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

（5）その他以下の条件を満たすこと。

ア 地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）に規定する自発雇用創造地域である市町村及び当該地域内で活動する経済団体を構成員とする地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。

イ 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。

ウ 過去 3 年以内に実施した実践事業において、自ら事業を廃止した協議会若しくは中間評価により事業を廃止された協議会又は委託契約を解除された協議会のいずれでもないこと。

5 企画書募集要項の交付、質問の受付及び回答

（1）平成 30 年度実践型地域雇用創造事業に係る企画書募集要項（以下「募集要項」という。）の交付場所

〒 630-8570 奈良市法蓮町 387 奈良第三地方合同庁舎

奈良労働局職業安定部職業対策課

担当：岩脇

電話：0742-32-0209

募集要項は、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）にも掲載する。

（2）募集要項の交付期間

平成 30 年 1 月 9 日（火）9 時 30 分～平成 30 年 1 月 26 日（金）17 時

(3) 募集要項に関する問い合わせ先及び期間

ア 問い合わせ先・方法

厚生労働省 職業安定局 雇用開発部 地域雇用対策課 地域雇用指導係

電子メール jissen-team@mhlw.go.jp

なお、メールの件名は本事業に係る問い合わせであることが分かるものとすること。

イ 問い合わせの受付期間

平成 30 年 1 月 9 日（火）9 時 30 分～平成 30 年 1 月 18 日（木）17 時

ウ 問い合わせに対する回答

問い合わせに対する回答は、平成 30 年 1 月 22 日（月）までに、厚生労働省ホームページ上（掲載場所は下記参照）に回答を掲載する。

ただし、評価に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

なお、事業構想等の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

（掲載場所 U R L）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000186924.html>

○厚生労働省ホームページ

○政策について

○分野別の政策一覧

○雇用・労働

○雇用

○地域雇用対策

○実践型地域雇用創造事業

○実践型地域雇用創造事業の実施地域の募集について

・募集要項

・実践型地域雇用創造事業の企画競争に関する Q & A

6 企画競争に係る説明会の開催

(1) 日時

平成 30 年 1 月 17 日（水）14 時 30 分

(2) 場所

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2 中央合同庁舎第 5 号館

職業安定局第 1 会議室（12 階）

(3) 出席人数

1 地域あたり 2 名までとする。

(4) その他

説明会への参加を希望する場合は、平成 30 年 1 月 15 日（月）17 時までに上記 5(3) アのメールアドレスに申し込むこと（期限厳守。また、説明会への参加を認めない場合を除いて当該説明会の申込みに対する回答は行わない。）。

なお、件名は、本事業に係る説明会参加希望であることが分かるものとし、本文に説明会に参加する者の所属・氏名・電話番号を記載すること。

7 企画書、提出期限等

(1) 企画書

※ すべて A4 版の用紙に両面印刷とする。

	書類名称	様式	提出者	部数	備考
①	企画競争参加申込書	募集要項 別紙1	全提出者	原本1部	
②	事業構想提案書 (別紙1～10含む)	仕様書 様式1号	全提出者	原本1部 写し8部	
③	事業構想概念図	任意	全提出者	原本1部 写し8部	事業構想に係る概念図を1枚程度で作成。
④	事業構想必要経費概算、 年度別契約額と割合確認	仕様書 様式2号	全提出者	原本1部 写し8部	実践事業を実施するために必要な経費のすべての額を記載した内訳書。
⑤	必要経費の根拠を示す資料 (10万円を超える高額な 経費)	任意	該当地域	原本1部 写し8部	仕様書6(4)ア参照。
⑥	事業の一部を再委託する 場合の理由書	任意	該当地域	原本1部 写し8部	仕様書4(2)参照の上、再委託が必要な理由を記載。現時点で再委託を想定する事業者がある場合は、当該事業者を想定する理由を記載すること。
⑦	事業の一部を国から協議会以外の団体に直接委託を予定している場合、 当該団体の概要資料及び 直接委託の要件に該当する旨を記述した資料	任意	該当地域	原本1部 写し8部	仕様書4(3)参照の上、直接委託の要件に該当する旨を記載すること。
⑧	新旧対照表	仕様書 様式3号	該当地域	原本1部 写し8部	過去3年以内に実施した実践事業との比較。
⑨	協議会規約	仕様書 様式4号	全提出者	原本1部 写し1部	設立準備会の場合は案で可。
⑩	会計事務取扱規程	仕様書 様式5号	全提出者	原本1部 写し1部	設立準備会の場合は案で可。
⑪	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	任意	該当地域	原本1部 写し1部	・女性活躍推進法・次世代法に基づく認定（えるぼし認定、くるみん認定等）に関する基準適合一般事業主認定通知書 ・若者雇用促進法（ユースエール認定）に関する基準適合事業主認定通知書 ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定届
⑫	事業構想に係る補足資料 (市町村のガイドブック等)	任意	全提出者	原本1部 写し8部	
⑬	誓約書	募集要項 別紙2-1	全提出者	原本各1部 写し各1部	

		及び2-2			
(14)	適合証明書	募集要項 別紙3	全提出者	原本1部 写し1部	

(2) 提出期限等

平成30年1月26日（金）17時

ただし、受付は開庁日の9時30分から12時、13時から17時までとする。

上記5（1）まで直接提出すること。

また、郵送（書留郵便に限る。）も可とするが、上記5（1）あてに企画書の受領期限の前日までに到着するように送付しなければならない。未着の場合、その責任は参加者に属するものとする。郵送の場合、担当者の氏名及び連絡先を明記すること。

なお、電報、FAX、電子メール等その他の方法による提出は認めない。

(3) 企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）の開催

企画書に関する企画提案会（プレゼンテーション）を開催する。

日時 平成30年2月13日（火）、14日（水）

詳細な日時は、提出者に個別に連絡する。

場所は提出者に個別に連絡する。

(4) 企画書の無効

本募集要項に示した企画競争の参加に必要な資格のない者が提出した又は不備がある企画書は受理せず無効とする。

また、企画書に虚偽の記載をした場合は、企画書を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止の措置を行うことがある。

(5) 不備があった場合の取扱い

一旦受理した企画書において形式的な不備が発見された場合は、提出者に対し、不備のあった旨を速やかに通知する。

この場合、通知を受け取った提出者が受領期限までに整備された企画書を提出できない場合は、企画書は無効とする。

(6) 提出に当たっての注意事項

ア 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ 提出された企画書は、提出者に無断で使用しない。

ウ 1地域当たり1件の企画書を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

エ 企画書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

オ 提出者は、厚生労働省から企画書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

8 評価の実施

(1) 「実践型地域雇用創造事業に係る企画書の評価について」（別添3）、「実践型地域雇用創造事業企画書採点基準」（別添3別紙）に基づき、提出された企画書について、厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課が設置する「実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会」（以下「企画書評価委員会」という。）が評価を行い、標準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

(2) 評価結果は、支出負担行為担当官〇〇労働局総務部長から企画書の提出者に遅滞なく通知する。

なお、選抜された企画書に対して、企画書評価委員会及びこれとは別に設置する「実践型地域雇用創造事業の評価に係る第三者委員会」から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

9 契約の締結

評価結果通知後（条件を付された等の場合は、企画書の変更後）、双方で契約内容を確認し、支出負担行為担当官奈良労働局総務部長は、契約候補者から見積書を徴収し、内容の審査を十分に行って、契約を締結する。

10 その他

(1) 企画書に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 事業経費の支払等については、別途通知する。

【様式等】

別紙1 企画競争参加申込書

別紙2 誓約書

別紙3 適合証明書

別添1 実践型地域雇用創造事業に係る企画書作成のための仕様書

別 紙 アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項

様式第1号 事業構想提案書

様式第2号 事業構想必要経費概算、年度別契約額と割合確認

様式第3号 新旧対照表

様式第4号 協議会規約

様式第5号 会計事務取扱規程

様式第6号 【雇用拡大メニュー】受講申込書 様式例

様式第7号 【人材育成・就職促進メニュー】受講申込書 様式例

様式第8号 【雇用拡大メニュー】利用者アンケート調査票 様式例

様式第9号 【人材育成・就職促進メニュー】利用者アンケート調査票 様式例

様式第10号 【雇用拡大メニュー】アウトプット・アウトカム名簿 様式例

様式第11号 【人材育成・就職促進メニュー】アウトプット・アウトカム名簿 様式例

別添2 実践型地域雇用創造事業委託要綱

別添3 実践型地域雇用創造事業に係る企画書の評価について

別紙 実践型地域雇用創造事業企画書 採点基準

平成 30 年〇月〇日

支出負担行為担当官
奈良労働局 総務部長 殿

協議会名
代表者職氏名 印
(※設立準備会の場合は公印不要)

企画競争参加申込書

「平成 30 年度実践型地域雇用創造事業に係る企画書募集要項」を承諾のうえ、下記のとおり企画競争に参加いたします。

記

件名：平成 30 年度実践型地域雇用創造事業

提出資料：

	書類名称	チェック欄 ※提出書類に○ を記載
①	企画競争参加申込書	
②	事業構想提案書（別紙 1～10 含む）	
③	事業構想概念図	
④	事業構想必要経費概算、年度別契約額と割合確認	
⑤	必要経費の根拠を示す資料（10 万円を超える高額な経費）	
⑥	事業の一部を再委託する場合の理由書	
⑦	事業の一部を国から協議会以外の団体に直接委託を予定している場合、当該団体の概要資料及び直接委託の要件に該当する旨を記述した資料	
⑧	新旧対照表	
⑨	協議会規約	
⑩	会計事務取扱規程	
⑪	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標を評価する資料	
⑫	事業構想に係る補足資料（市町村のガイドブック等）	
⑬	誓約書	
⑭	適合証明書	

【担当者】

所 属 :
役 職 :
氏 名 :
T E L :
F A X :
E-mail :

競争参加資格に関する誓約書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があつたことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかつたことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 入札書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。））の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、入札書提出時までに是正を完了しているものを除く。）。
- 3 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者及び精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあっては、障害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。
- 4 高年齢者等の雇用の安定に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること。
- 5 入札書提出時において、過去3年間に厚生労働省所管法令違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該事業遂行に支障を来すと判断される者でないこと。
- 6 契約締結後、当協議会又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 7 前記1から6について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

平成 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 印

支出負担行為担当官
奈良労働局 総務部長 殿

該当項目

«記載項目の例»

- ・命令若しくは処分等の概要
- ・命令若しくは処分等があった年月日
- ・命令若しくは処分等を受けた会社名
- ・原処分庁
- ・命令若しくは処分等を受けた理由

暴力団等に該当しない旨の誓約書

- 私
- 当協議会 は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。
- また、当方の個人情報を、契約における身分確認のため、警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不當に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為を行う者。
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者。

平成 年 月 日

住所(又は所在地)
社名又は代表者名

印

(※ 設立準備会の場合は公印不要)

※協議会構成員の代表者の氏名及び生年月日が明らかとなる資料を添付すること。

役員等名簿

協議会名 :

役職名	(フリガナ)	生年月日
	氏名	
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日
		年　月　日

平成30年○月○日

支出負担行為担当官
奈良労働局 総務部長 殿

協議会名
代表者職氏名 印
(※設立準備会の場合は公印不要)

適合証明書

当協議会は、平成30年度実践型地域雇用創造事業に係る企画競争に参加するに当たり、下記の事実に相違がないこと及び事実に相違があった場合は速やかに通知することを誓約します。

また、事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

記

- 1 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。なお、未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は除くものとする。
- 2 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 3 労働保険及び厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険又は国民年金の未適用及びこれらに係る保険料の滞納がないこと（入札書提出期限の直近2年間の保険料の滞納がないこと。）。
- 4 その他以下の条件を満たすこと。
 - (1) 地域雇用開発促進法（昭和62年法律第23号）に規定する自発雇用創造地域である市町村及び当該地域内で活動する経済団体を構成員とする地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。
 - (2) 本事業を適正に実施するための組織体制を有するとともに、協議会の運営に係る規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規定を整備する協議会であること。
 - (3) 過去3年以内に実施した実践事業において、自ら事業を廃止した協議会若しくは中間評価により事業を廃止された協議会又は委託契約を解除された協議会のいずれでもないこと。

実践型地域雇用創造事業に係る企画書作成のための仕様書

1 件名 平成 30 年度実践型地域雇用創造事業

2 事業の趣旨・概要

地域の雇用失業情勢は、地域ごとに異なる産業構造や地理的な要因など、それぞれの地域が有する様々な特性によるものであり、各地域において効果的に雇用創出を図るためにには、これらの特性を踏まえた地域の関係者の創意工夫や発想を活かした対策を実施する必要がある。

このため、実践型地域雇用創造事業（以下「実践事業（※1）」という。）は、地方公共団体の産業振興施策や各府省の地域再生関連施策等との連携の下に、市町村が設置した当該地域の経済団体等の関係者から構成される地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が提案した雇用対策に係る事業構想の中から、「雇用創造効果が高いと認められるもの」や「波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が高く地域の産業及び経済の活性化等に資すると認められるもの」を選抜し、当該協議会に対しその事業の実施を委託する。

（※1）実践事業は、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）（以下「地域法」という。）に定める事業である。

3 事業の対象地域

地域法に規定する同意自発雇用創造地域を対象とする。

同意自発雇用創造地域となるには、以下のいずれの要件も満たす地域が、実践事業の実施までに、地域法に規定する地域雇用創造計画（以下「創造計画」という。）を策定し、都道府県労働局長の同意を受ける必要がある。

（1）一又は二以上の市町村（特別区を含む。）であること。

二以上の市町村（以下「広域」という。）とするときは、原則として隣接した市町村からなる区域とすること（都道府県の参加も可）。

（2）以下のいずれかを満たすこと。なお、当該要件の詳細については、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に問い合わせること。

ア 最近 3 年間又は 1 年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率（※2）が全国平均（全国平均が 1 倍以上の時は 1 、 0.67 倍未満の時は 0.67 ）以下であること。

イ 次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当すること。

（ア）最近 3 年間又は 1 年間の応募市町村における一般又は常用有効求人倍率（※2）

が1倍未満であること。

(イ) 応募市町村における最近5年間の人口減少率（※3）が全国における最近5年間の人口減少率（※3）以上であること。

(※2) 一般又は常用有効求人倍率については年度の数値で判断する。また、市町村別的一般有効求人倍率は、季節を除く数値とする。

(※3) bに掲げる人口（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民基本台帳に記録されている住民の数をいう。以下この注意書きにおいて同じ。）からaに掲げる人口を控除して得た人口をbに掲げる人口で除して得た数値。

a 公表された最近の1月1日の人口

b aが公表された日の5年前の日の属する年の1月1日（公表された日の5年前の日の属する年が平成25年以前であるときは、5年前の日の属する年の3月31日）の人口

(3) 地域の関係者が、その地域の特性を生かして重点的に雇用機会の創出を図る事業の分野及び当該分野における創意工夫を生かした雇用機会の創出（以下「雇用創造」という。）の方策について検討するための協議会を設置しており、かつ、該当市町村が雇用創造に資する措置を自ら講じ又は講ずることとしていること。

なお、協議会は以下のいずれの要件も満たすものとする。

ア 協議会の構成員には、以下の者を含めること。

(ア) 対象地域内の全ての市町村

(イ) 対象地域内で活動する経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体、商店街振興組合、農業協同組合等）

(ウ) 必要に応じその他の地域関係者（労働組合、金融機関（※4）等）、都道府県、有識者等

(※4) 「実践型地域雇用創造事業関連融資制度」を活用する場合は、協議会の構成員に金融機関を含めることが必要。

イ 協議会は、以下の組織を有すること。

なお、協議会は法人格を要さず、いわゆる権利能力なき社団で差し支えない。

(ア) 代表

(イ) 総会等の意思決定機関

(ウ) 事務局（会計責任者を置くものとする。）

(エ) 業務を監査する者

ウ 協議会の運営について、規約及び会計事務の適切な取扱いに係る規程が整備されていること。

4 事業の実施主体

(1) 協議会への委託

実践事業については、より現場に近い立場で地域経済の活性化と地域雇用の創出に責任をもって取り組む行政主体である市町村と地域の経済・雇用を担う立場の地域の経済界とが一致協力して地域の雇用創造に取り組むことが効果的であり、国の委託事業として相応しいと考えるため、事業の委託先は原則として協議会とする。

ただし、「協議会から民間団体等への事業の一部に係る再委託」及び「国から協議会以外の団体への事業の一部に係る直接委託」は以下の場合において可能とする。

なお、事業実施全体に係る管理主体はあくまでも協議会であり、協議会から事業の一部を民間団体等へ再委託する場合はもとより、国から民間団体等に直接委託を行う場合についても、協議会は、これらの民間団体等による事業の実施状況・経理状況等を隨時把握し、より効果的な事業となるよう取り組むとともに、事業評価等についても協議会が責任をもって行うこととする。

(2) 協議会から民間団体等への事業の一部に係る再委託

協議会は委託費の経理、国との連絡調整等に係る事務以外の事業の一部を再委託事業者に再委託することができる。なお、再委託可能な範囲は、委託契約金額の原則2分の1未満とする。

また、再委託事業者が事業の一部又は全部を再々委託することは不可とする。

なお、事業の再委託に当たっては、実践型地域雇用創造事業委託要綱に基づき、あらかじめ国による承認を受ける必要があるので留意すること。再委託事業者を選定するためには、原則として、会計法第29条の3第1項に規定する競争に基づく手続を行う必要があり、同条第4項又は第5項に規定する随意契約に基づく手続を行う場合には、実施理由と相手方の選定理由を明確にすること。

(3) 国から協議会以外の団体への事業の一部に係る直接委託

事業構想において、当該事業構想に係る事業の実施主体として協議会以外の団体が指定されている場合であって、以下の要件に照らして適當と認められるときは、国は、適當と認める範囲内において、事業の一部を当該団体に直接委託するものとする。

ア 当該団体が協議会の構成員であり、かつ、法人格を有する団体であること。

イ 類似の事業における経験、実績、実施体制等からみて、当該団体が事業を行うことにより、一層効率的、効果的に実施できるものであること。

ウ 当該団体において、適切な事業実施体制が整備されていること。

エ 協議会において、当該団体の適切な事業実施を確保するための管理体制が整備されていること。

また、アからエの要件に照らして、適當と認められた協議会以外の団体が再委託を行う場合は、(2)によるとともに、再委託事業者はイからエを満たす必要がある。

この場合において、協議会を再委託契約の相手方としようとする場合には単年度单位で締結することを原則とし、特別な理由がある場合は複数年度契約も可とする。

5 事業構想提案書作成上の留意事項

事業構想提案書の作成に当たっては、以下を参照の上、様式第1号「事業構想提案書」を参考に作成すること。

(1) 事業の基本的考え方

実践事業は、市町村や経済団体その他の地域関係者等が創意工夫を活かして実施する地域の雇用機会の拡大、人材の育成、求職者の就職促進、雇用創出等の雇用対策を支援する事業であり、地域自らが雇用創造に係る地域重点分野を明確にし、当該分野における地域の産業及び経済の活性化その他の雇用創造に資する取組と事業に必要な人材を直接雇い入れ、波及的に雇用機会を創出することを一体的に実施することにより、雇用創造効果をさらに高めることが重要である。

また、実践事業終了後においても、その成果と蓄積されたノウハウを生かし、自立的な雇用創造の取組を実施していくことが強く望まれている。

具体的な事業の例を以下に示すが、これらはあくまでも例示であり、地域関係者の創意工夫により、地域それぞれの経営戦略や人材ニーズを踏まえた独創的な事業の実施が可能となるものである。

なお、実践事業は、労働保険特別会計雇用勘定における雇用安定事業又は能力開発事業として行うものであることから、その趣旨に適さない事業を行うことはできないので留意すること。

したがって、地域内における求職者（①地域内在住の求職者（在職求職者、創業希望者を含む。）及び②地域外在住の求職者で当該地域内の就職（創業を含む。）を希望している者。求職の意思のない者・スキルアップ目的の在職者は除く。以下「地域求職者」という。）の就職促進や創業に直接、かつ、高い効果が見込まれる雇用対策としての事業内容を設定する必要がある。

また、実践事業の対象に含まれない事業については、以下6（3）「委託費で措置しない経費」を参照すること。

(2) 事業内容の例

事業内容については、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニュー（以下「基本メニュー」という。）及び雇用創出実践メニュー（以下「実践メニュー」という。）の4メニューで構成される。

事業の提案に当たっては、基本メニューのみの構成も可とするが、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニューの3メニューは全てを実施する必要がある。

また、実践メニューを実施する場合は、商品等の開発や活用について、マーケティングや販路開拓等の専門家からアドバイスを受ける必要がある。

【基本メニュー】

- ア 雇用拡大メニュー（事業主（その従業員、創業希望者を含む。）を対象）
新規創業、新分野への進出、事業の拡大など地域における雇用機会の拡大を図るための取組
(ア) 地域重点分野に関連した創業や事業拡大による雇用創出に必要な技術・ノウハウを提供するセミナー（先進的成功事例の紹介等を含む。）
(イ) 事業拡大に伴う労務管理、若年者の職場定着促進、魅力ある職場づくり、資金調達手法などの経営ノウハウを提供するセミナー
(ウ) 事業拡大に必要な中核的又は専門的人材の確保の手法等についてのセミナー
(エ) 実践メニューで開発された成果物のノウハウを提供するセミナー（実践メニューを実施する場合は必須。） 等
※ 特定の事業所や創業希望者を対象としたセミナーは、認められていないので留意すること。

イ 人材育成メニュー（原則として地域求職者を対象）

- 地域の人材ニーズ等を踏まえた地域求職者の能力開発や人材育成を図るための取組
(ア) 地域求職者に対するスキルアップセミナー・職場体験（地域内企業、求職者等のニーズ、シーズに合った就職等に有益なもの）
(イ) 地域求職者の創業手法に関するセミナー
(ウ) 管理職やその他の戦略人材を育成するための専門的な知識・技能の付与や向上を目的とするセミナー 等

ウ 就職促進メニュー（原則として地域求職者を対象）

地域における就職促進等を図るために地域求職者への情報提供等の取組

- (ア) セミナー・講習等に関する情報収集・提供
(イ) 人材受入情報等の収集・提供、合同就職セミナー・面接会等の開催
(ウ) U・I・Jターン就職希望者に対する情報提供 等

【実践メニュー】

エ 雇用創出実践メニュー

地域における資源等を活用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業を実施し、事業で得たノウハウや成果物を地域に公開することにより、地域の事業所の新たな事業展開や地域求職者の創業等により雇用機会を創出する取組

- (ア) 地域ブランド商品を開発し販路開拓を行う事業
(イ) 旅行商品を開発し観光客を誘致する事業
(ウ) 企業間・産業間の連携を促進し新たな事業展開や創業を図る事業 等

なお、実践メニューの対象となる事業は、以下の a から f のいずれにも該当するものとする。

- a 地域重点分野で地域の特性等を活かして実施することであること。
- b 事業を実施することにより、波及的に地域の雇用機会を増大させる効果が見込まれることであること。
- c 事業の実施による直接的な収益を見込むものでないこと（委託事業の実施期間中は収益を得ることはできない。なお、「委託事業の実施期間中」とは、協議会については実践事業終了までを指し、再委託事業者については協議会との再委託契約期間終了までを指す。仮に実施期間中に収益があった場合は、国庫に返還することになるので、留意すること。）
- d 協議会又は協議会の構成員が従来から実施している取組を代用するものでないこと。
- e 国、都道府県等から別途、補助金、委託費等の支給を受けているものでないこと。
- f 特定の者に利益を与えることを目的とするものでないこと。

（3）事業実施体制

ア 事業推進員の配置

実践事業の企画・実施並びに関係行政機関及び関係団体等との連絡調整に当たる者として、事業推進員を配置することができる。

事業推進員は、協議会が事業を企画・実施するに当たり必要な知識、経験等を有すると認められる者であること。事業推進員の職務としては、以下のものが挙げられる。

- (ア) 事業の企画・実施に係る事務
- (イ) 事業の実施状況の確認
- (ウ) 事業の実施結果の取りまとめ
- (エ) 事業実施に係る関係行政機関及び関係団体等との連絡調整
- (オ) その他、事業の実施に当たり必要な業務

イ 実践支援員の配置

実践メニューにより地域資源等を活用し、地域の産業及び経済の活性化等に資する事業に当たる者として実践支援員を配置することができる。

実践支援員は協議会又は協議会より事業の一部を再委託された民間団体等（以下「再委託事業者」という。）が、事業に従事させるために雇い入れた地域求職者（以下「対象労働者」という。）及びその他の労働者に分けられ、実践支援員の総数の半数以上は地域求職者であることが必要である。

（実践支援員＝地域求職者（＝対象労働者）+その他の労働者）

なお、実践支援員が従事することができる業務は、実践メニューに直接関係する業務に限られ、事業推進員が行う事務局業務を行うことはできず、他の業務に従事していることが判明した場合は、原則として事業を廃止し、支払った委託費の返還を求めることになるので留意すること。

ウ 事業推進員、実践支援員の募集

事業推進員、実践支援員の募集に当たっては、広く募集の公開を図るため公共職業安定所への求人申込みを原則とする。特別な理由がある場合には、文書による募集又は直接募集等の方法によることができるが、その場合には、理由を明確にしておくこと。

エ 民間団体等からの出向者の受入れ

協議会は、民間団体等から出向者を受け入れることにより事業を実施することができる。出向は在籍型と移籍型の双方の形態により受け入れることができるが、協議会と出向者は雇用契約を締結する必要がある。また、出向者に委託費から支給する賃金は、実践事業に従事した期間等のみが対象となり、出向元団体等の業務に従事した期間等は対象とならない。なお、出向者は対象労働者とならないので留意すること。（5（3）イ参照）

オ 事業推進員、対象労働者の要件

事業推進員は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者のか、予算の範囲内において1週間の所定労働時間が20時間以上の短時間労働者も可とする。

対象労働者は、1週間の所定労働時間が概ね40時間の労働者又は再委託事業者に雇用される通常の労働者と1週間の所定労働時間が同じ労働者とする。

カ 事業推進員、対象労働者との雇用契約

協議会は、事業推進員と1年以上の有期雇用契約又は期間の定めのない雇用契約を締結することができる。

また、協議会又は再委託事業者は、対象労働者と1年以上の有期雇用契約を締結するものとする。ただし、協議会又は再委託事業者が対象労働者を、委託事業の終了後、自社の業務に従事させる労働者として継続して雇用することが見込まれる場合は、期間の定めのない雇用契約を締結することができる。対象労働者の安定した雇用を確保する観点から、再委託事業者と対象労働者の契約は、期間の定めのないものであることが望ましい。

キ 事業推進員、対象労働者の確認

協議会は、事業を開始するまでに事業推進員及び対象労働者を含む実践支援員を

雇い入れる必要がある（再委託の場合は、再委託業者が対象労働者を含む実践支援員を雇い入れる。）。

なお、対象労働者の雇入れ状況等の確認は、適宜報告を求めるほか、中間評価に係る3月末、6月末時点までのアウトカム等実績報告により行う。5（3）イの要件（以下「雇入れ要件」という。）を満たさないことが判明し、状況の改善が望めない場合は、原則として事業を廃止することとなるので留意すること。

ク 対象労働者の解雇

協議会又は再委託事業者が、対象労働者を解雇（対象労働者の責めに帰すべき理由による場合を除く。）した場合、原則として事業を廃止することとなるので留意すること。

ケ 対象労働者の再雇入れ

協議会又は再委託事業者は、対象労働者の雇入れ要件を満たさないことになった場合、又は対象労働者の再就職等（創業を含む。）で欠員となった場合には、新たに地域求職者を対象労働者として雇い入れができる。ただし、雇入れは速やかに行う必要がある。

（4）事業目標の設定

実践事業の実施により生じ得る雇用創造効果について、具体的な数値目標を設定すること。目標の設定に当たっては、地域における産業・経済の動向や、労働市場の状況等を踏まえて、合理性の認められる範囲で、定量的に記述すること。

アウトプット及びアウトカムの定義は以下の他、別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」を参照すること。

なお、アウトカム1人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高く効率的である方が評価され、1人当たりの経費が150万円を超えると失格となるので留意すること。

【アウトプット指標】

- ア 雇用拡大メニュー（事業主（その従業員、創業希望者を含む）を対象とする事業）
事業を利用した事業所の数、創業を希望している者の人数（単位：社）
- イ 人材育成・就職促進メニュー（原則として地域求職者を対象とする事業）
事業を利用した地域求職者の人数、創業希望者の人数（単位：人）

【アウトカム指標】

- ア 雇用拡大メニュー
事業を利用した事業所が、事業効果により雇用した人数又は創業者数（単位：人）
- イ 人材育成・就職促進メニュー
事業を利用する地域求職者の就職者数又は創業者数（単位：人）

ウ 雇用創出実践メニュー

協議会で雇い入れた実践支援員のうち対象労働者的人数

対象労働者が退職の上、事業実施により習得したノウハウを生かし創業（就職）した人数（単位：人）

6 事業構想必要経費概算等作成上の留意事項

必要経費の概算については、以下を参照の上、様式第2号「事業構想必要経費概算、年度別契約額と割合確認」を参考に、事業の実施を希望する期間全体での予定額及び年度ごとの予定額を記述すること。

積算を作成するに当たっては、調達方法、金額等適正なものとし、効率的な経費の使われ方となるよう留意すること。

（1）事業規模等

実践事業の実施に係る委託費は、1地域当たり各年度2億円を上限とする。ただし、広域で事業構想を策定した地域（市町村合併が予定されている市町村のみの場合は除く。）にあっては、1地域当たり各年度2億5千万円を上限とする。

（2）委託費で措置する経費

委託費で措置する経費は、管理費及び基本メニューの経費から構成される基本経費（以下「基本経費」という。）と実践メニューの経費（以下「実践経費」という。）を指す。

ア 管理費及び基本メニューに係る経費（基本経費）

基本経費は年度毎の委託費総額（消費税を除く。）の3割以上とする。

基本経費は、主に以下のようないものを想定している。

（ア）管理費

委託費総額（消費税を除く。）の3割以内とする。

a 事業推進員に係る経費

総額の上限については、年度毎に2,000万円又は委託費総額（消費税を除く。）の2割のいずれか低い方とする。

事業推進員の賃金、通勤手当、超過勤務手当等を対象とする。

賃金の単価は、国や地域の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に、業務の内容に応じて常識を超えない範囲で設定すること。

また、住居手当、期末・勤勉手当、退職引当金等は対象とならないので留意すること。積算に当たっては、自治体の給与規程等、人件費の根拠について示すとともに、諸税及び負担金に係る料率については、以下の統一した率を用いること。

(社会保険料等)

- ・健康保険料 50／1,000
 - ・介護保険料（必要な場合のみ） 8.25／1,000
 - ・子ども・子育て拠出金 2.3／1,000
 - ・厚生年金保険料 91.50／1,000
 - ・雇用保険料 6／1,000
 - ・労災保険料 3／1,000
 - ・石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金 0.02／1,000
- b 通話料、ファックス通信料、光熱水料等
- c 実践事業の実施に係る協議会の開催費（協議会構成員以外の出席謝金、旅費、会場借料、会議費等）

(イ) 雇用拡大メニュー関係

（事業主（その従業員、創業希望者を含む。）を対象とするセミナー等に係る経費）

- a セミナー等の講師謝金、旅費
- b セミナー等の周知に関する経費（ポスター、パンフレットの作成、広告費）
- c セミナー等の開催経費（会場借料、案内状・資料等作成費等）
- d 実践メニューで開発された成果物のノウハウ提供に係る経費（会場借料、広報費等）

(ウ) 人材育成メニュー関係

（原則として地域求職者を対象とするセミナー等に係る経費）

- a 企業、教育機関等に対するセミナー等委託費
- b 企業、教育機関等でのセミナー等受講者旅費、傷害・損害保険料
- c セミナー等の講師の謝金、旅費
- d セミナー等の教材費
- e セミナー等の周知に関する経費（ポスター、パンフレットの作成、広告費）

(エ) 就職促進メニュー関係

（原則として地域求職者を対象とする事業に係る経費）

基本経費中の事業費総額（消費税を除く。）の1割以内とする。

- a 合同就職セミナー等の開催経費
- b 講師等の謝金等
- c ホームページ作成・運営費

イ 雇用創出実践メニューに係る経費（実践経費）

実践経費における人件費割合（消費税を除く。）が5割以上とする。

実践経費は、主に以下のようなものを想定している。

(ア) 雇用創出実践メニュー関係

a 実践支援員に係る経費

実践メニューの事業に従事する実践支援員の賃金、通勤手当、超過勤務手当等を対象とする。賃金の単価は、国や地域の地方公共団体、民間団体等の水準を参考に、業務の内容に応じて常識を超えない範囲で設定すること。また、住居手当、期末・勤勉手当、退職金引当金等は対象とならない。

なお、賃金は労働の実働に応じて支払う対価であるので、事業の実施に必要な業務量を超えて実践支援員を雇い入れ、実践支援員が事業に従事しない期間等がある場合には、当該期間等に係る賃金は委託費の対象とならないので、留意すること。

また、再委託事業者が実践支援員として出向等させている労働者を実践メニュー以外の業務に従事させる場合は、当該労働者が実践メニューに従事した期間等に応じて賃金を支給するものとする。積算に当たっては、人件費の根拠について示すとともに、諸税及び負担金に係る料率については、以下の統一した率を用いること。

(社会保険料等)

・健康保険料	50／1,000
・介護保険料（必要な場合のみ）	8.25／1,000
・子ども・子育て拠出金	2.3／1,000
・厚生年金保険料	91.50／1,000
・雇用保険料	6／1,000
・労災保険料	3／1,000
・石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	0.02／1,000

b マーケティング、販路開拓の専門家等の謝金、旅費

c 事業実施のために必要な①機器や物品等のリース経費②原材料、各種事務用品等の調達経費③印刷物等の経費④会議開催経費⑤通信運搬費、送金手数料、収入印紙代等の経費⑥その他必要と認められる経費

(3) 委託費で措置しない経費

実践事業は、地域の取組に伴って生じる課題を解決するため、地域における人材確保・人材育成・雇用創出に係る事業を支援することを目的としている。

したがって、以下のような経費については、委託費による措置の対象とならない。

また、委託契約書第14条及び11(8)に定める関係書類が整備・保存されていない場合は、委託費による措置の対象とはならないので留意すること。

なお、4(2)に基づき事業の一部を再委託する場合においても、以下のアからサのような経費については、委託費による措置の対象とはならず、また、委託契約書等に定

める関係書類が整備・保存されていない場合は委託費による措置の対象とはならないので留意すること。

ア 地域重点分野との関連が認められない事業に係る経費

イ 市町村等による独自の取組に係る経費

例：企業誘致活動等といった市町村や経済団体による独自の取組と位置付けられる経費は認められない。

ウ 都道府県、市町村、経済団体により従来から行われている人材確保・人材育成の取組の単純な振替に当たる経費

エ 市町村等による独自の取組との関連が認められない人材確保・人材育成の事業に係る経費（事業構想提案書5－3－2（1）別紙9関連）

例：地域において創業支援策が講じられていないにも関わらず、実践事業で創業者的人材育成を重点的に行うこと等が該当

オ 国、都道府県等により別途、補助金、委託費等が支給されている経費

カ 国、都道府県等の雇用支援関連機関が実施する事業と、対象者や内容が基本的に重複する事業

例：障害者就職支援の取組、若年者就職相談窓口の設置など

キ アウトプット・アウトカム目標が適切に設定されていない事業に係る経費

例：地域内の人団等や産業・経済の動向から見て過大な目標が設定されている場合

事業実施期間全体での目標と比較して初年度又は2年度目の目標が合理的な理由なしに極端に低く設定されている場合

地域内での創業実績に比較して過大な創業目標が設定されている場合

選抜された事業構想において実施が予定されていないセミナー等を国による承認を経ずに追加するなどして事業を実施した場合など

ク 求職者の就職・創業等に直接効果が認められない事業に係る経費

例：一般的な意識啓発セミナーなど

ケ セミナー受講者への日当

コ 事業に要したことが確認できない経費、単価や数量に妥当性を欠く経費

サ その他、実践事業の実施に直接関わらない以下のような経費

（ア）協議会の運営に係る経費（5（3）アの事業推進員以外の事務局職員の人工費、事務室の借料、共益費等）

（イ）冷蔵庫、掃除機等事業の実施に必要とは認められない備品の購入費

（ウ）施設等の設置又は改修に必要な費用

（エ）土地、建物等を取得するための費用

（オ）その他適切と認められない費用

(4) 実践事業の経費積算に係る留意事項

ア 経費の根拠

10万円を超える高額な経費については、原則として全てその根拠を示すこと。なお、根拠としては、以下のようなものが想定される。

(ア) 業者による見積もり

(経費を算出する際には、複数者から見積もりをとり妥当な価格とすること)

(イ) 業者等の料金表（カタログ、運賃等）

(ウ) 同様の事業を行った際の実績（過去の同様のセミナー講師の謝金等）

(エ) 自治体又は経済団体による経費に係る規程

イ 自動車のリース

原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関の利用では円滑な事業運営ができないと認められる場合にのみ、利用を認めるものとする。

また、利用が認められる場合であっても、利用に当たっては必要最低限の車種及び台数での利用として、経費を積算すること。

ウ パソコン・OA機器・電話機・デジカメ等

パソコン・OA機器・電話機・デジカメ等については、原則として、ソフトウェアも含めて、「リース」による利用とすることとし、特段の理由がない限り購入は認めない。

エ 講師謝金の単価

講師等については、謝金による対応を原則とする。セミナー内容に見合った講師謝金の単価を計上すること。講師謝金が高額なものについては、どのような講師を依頼しようとしているか、カリキュラムを実施する上で必要なものかといった細部について確認を行うので、留意すること。

オ 地域外への研修

地域外への研修については、効率的な経費の支弁という観点から、単なる視察レベルのものは対象外とし、受講者の具体的な知識・技術・ノウハウの修得を目的にしたもののみを対象とする。

また、受講者についても、地域内の全ての人材が対象となるのではなく、地域における中核的な人材であって、研修受講後には地域の指導者としての役割を果たす者を対象とし、その人数も1つの分野ごとに必要最小限（2～3名程度）とすること。なお、海外は対象外となるので留意すること。

カ 再委託における経費

個別事業において再委託を予定している場合には、再委託に係る経費について、具体的な経費の内訳が分かるように記述すること。また、再委託業者による見積もりの中で、具体的な経費の積上げではなく、直接人件費や直接経費に定率を乗じたものを「一般管理費」等といった項目で積み上げている場合があるが、これらの方による経費の計上は次のキの場合を除いて認められないので、一般管理費として支弁する「具体的な経費」を積み上げた形で計上するよう再委託業者に依頼すること。

(セミナーを実施する場合の経費内訳の例)

講師謝金〇円、教材費〇円、会場使用料〇円 等

キ 再委託において一般管理費で算出できる場合

再委託業者が民間企業（あくまでも私企業）の場合であって当該企業の社内規定等で本体事業費における一般管理費の割合について、直近年度の損益計算書中「売上原価」に占める「一般管理費」の割合によって決定している場合に限り、その割合による経費の計上は可能とする。一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

一般管理費率 = (「販売費及び一般管理費」 - 「販売費」) ÷ 「売上原価」 × 100

なお、一般管理費率については、10%より低い一般管理費率を適用する場合であっても、受託企業の財務諸表（損益計算書）における売上原価に占める管理費の割合を確認する必要がある。

ク 消費税

消費税は、全ての経費に一括して課税した額を計上すること。

(消費税=契約金額（管理費+事業費の計）×0.08)

7 事業実施期間

実践事業の実施期間は1地域当たり3年度間を上限とし、事業構想において示された期間とし、事業開始日は平成30年4月2日（月）とする。ただし、事業開始日までに国の予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、予算が成立した日以降とする。

また、事業の実施に当たっては、10「事業評価」に基づき、年度ごとに中間評価を行い、事業構想提案書において示された目標を達成する可能性が低いと判断せざるを得ない場合には、実施期間内であっても事業を廃止することがあるので留意すること。

8 企画書の選抜

国は、提案された企画書の中から雇用創造効果や波及的に雇用機会を創出する見込みの高いものを選抜するために、「実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会」（以下「企

画書評価委員会」という。)を設置し、各企画書について評価することとする。

なお、選抜された企画書に対して、企画書評価委員会及び有識者等から構成される「実践型地域雇用創造事業の評価に係る第三者委員会」(以下「第三者委員会」という。)から事業内容の一部変更や事業実施に係る条件が付されることがある。

9 事業の委託

(1) 委託契約の締結

選抜された企画書については、原則として、創造計画の厚生労働大臣の同意後速やかに協議会と国(労働局)が、実践型地域雇用創造事業委託要綱に基づき委託契約を締結する。

この場合において、委託契約は事業構想提案書に示された全期間(最大3年度間)にわたるものとする。

なお、委託契約の締結に当たって、労働局は、あらかじめ委託事業の内容、委託事業の実施に要する経費その他必要な事項を厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課に協議するものとする。

また、委託事業の内容の変更又は委託契約の解除を行う場合にも、あらかじめ厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課に協議するものとする。

(2) 委託費の支払い

委託費の支払いは、原則、年度終了後の精算払いとなる。しかしながら、契約締結後、所定の手続を踏んだ上で財務省の承認が得られた場合には、毎月概算払いすることができる。

ただし、手続等の関係により事業開始当初及び毎年度当初に概算払いはできないので、その点につき予め了知すること。

(3) 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の3の規定に基づく手続の実施

委託契約を締結した協議会は、委託事業の実施に必要な売買、賃借、請負その他の契約(以下「売買契約等」という。)を締結する場合には、原則として、会計法第29条の3の規定に基づく手続を行う必要がある。

具体的には、売買契約等を締結する場合に、原則として会計法第29条の3第1項に規定する競争に基づく手続を行う必要があり、同条第4項又は第5項に規定する随意契約に基づく手続を行う場合には、実施理由と相手方の選定理由を明確にし、原則2人以上の者から見積書を徴する必要がある。

(4) 知的財産権の帰属等

事業の実施により得られた特許権等の知的財産権は、次のアからエの全ての要件を満たすことを条件に、協議会に帰属させることができる。

- ア 知的財産権に関する出願・申請の手続を行う場合、国（労働局）に報告すること。
- イ 国が公共の利益のために要請する場合、国に対し当該知的財産権を無償で利用する権利を許諾すること。
- ウ 正当な理由なく取得した知的財産権を相当期間活用していない場合、国の要請に応じて第三者への実施許諾を行うこと。
- エ 協議会が解散等した場合、当該知的財産権を事業の目的に従い希望する地域の関係者（協議会の構成員である市町村等）に譲渡するなど、公正かつ公平な取扱いを行うこと。

また、協議会は、取得した知的財産権を公募により希望する地域内の企業等に公正かつ公平に実施許諾を行うなど、事業目的に従い地域の雇用機会の拡大のために有効に活用するものとする。

10 事業評価

（1）中間評価

協議会は、年度ごとに、事業の実施状況、雇用創造効果の目標の達成状況、実践メニューの計画進捗状況等事業の実績及びそれに対する評価を盛り込んだ中間評価報告書を国に提出することになる。

なお、中間評価報告書の様式及び提出期限等については、別途通知する。

（2）中間評価に基づく事業継続の可否

ア 事業継続の可否に係る判断方法

事業の実施期間は最大3年度間であるが、年度ごとに中間評価報告書の内容について、第三者委員会に諮った上で、翌年度以降の事業の継続の可否を決定するものとする。

また、事業を継続する場合であっても、効率的・効果的な事業実施の観点から、当初の事業構想提案書にある事業内容の一部を変更することや、事業実施に係る条件を付すこと等の措置を講ずることがある。

なお、事業継続の可否は、原則として6月末時点までの実績（該当年度（前年度）中に事業を利用した地域求職者の翌年度6月末時点までの就職・創業の状況及び実践メニューの計画進捗状況）及びそれに対する評価について第三者委員会に諮り、イに定めるところにより判断するものとする。

イ 委託事業の廃止

委託事業について、次の（ア）から（ウ）、（キ）又は（ク）のいずれかに該当する場合は、原則として当該委託事業は廃止する。また、実践メニューについて、次の（エ）から（カ）のいずれかに該当する場合は、原則として当該実践メニューは廃止する。（※5、6）

- (ア) 各年度の事業全体のアウトカム目標の5割を達成できない場合
- (イ) 各年度の事業全体のアウトカム目標の9割を達成できず、かつ、個別事業の全てについて、アウトカム目標の9割又はアウトプット目標の8割のいずれも達成できない場合
(なお、各年度の事業全体のアウトカム目標の9割を達成できず、かつ、個別事業においてアウトカム目標の9割、アウトプット目標の8割が達成できなかった個別事業は、廃止を含めた見直しを行う。)
- (ウ) 初年度、2年度目と2年度連続で、各年度の事業全体のアウトカム目標の9割を達成できない場合
(なお、初年度の実績が(ウ)の基準に達しない協議会における2年度目に関しては、2年度目の3月末時点までの実績が事業全体のアウトカム目標の6割に満たない場合は8割に達するまでの間3年度目の事業開始を原則として一旦停止、また6月末時点で8割に達しない場合はその時点で3年度目の委託事業を原則として廃止する。)
- (エ) 実践メニューの計画進捗状況が5割を達成できない状況であり、地域事情等を考慮しても継続不可と第三者委員会により判断された場合
- (オ) 中間評価報告書等により5(3)イの要件を満たさないことが判明した場合
- (カ) 協議会又は再委託事業者が実践支援員を解雇（実践支援員の責めに帰すべき理由による場合を除く。）した場合
- (キ) 計画外事業の実施等が判明した場合
- (ク) その他、第三者委員会等で廃止と判断された場合

(※5) 一般又は常用の有効求人倍率の全国平均が0.67倍以下となる年度（当該年度の4月を基準とする。）については、(イ)及び(ウ)中「9割」を「8割」と、(イ)中「8割」を「7割」とする。

(※6) (ア)から(ウ)に該当しない場合であっても、人材育成メニューにおいて、アウトカム実績がゼロの個別事業は、廃止を含めた見直しを行うこととし、2年連続でゼロの場合は原則として廃止する。

(3) 事業実施結果の報告

協議会は、各年度の事業が終了した時は、翌年度の4月10日までに委託契約書第19条及び第20条に基づいて、事業の実施結果及び精算報告を提出することになる。

(4) 委託期間終了時の総括報告

協議会は、委託期間終了時に、最大3年度間の事業実施による雇用創造効果・波及的効果、事業終了後の地域独自の雇用創造に向けた取組等及びこれらに対する評価を盛り込んだ総括報告書を、別途定める様式により国に提出するものとする。

また、事業終了後の継続状況等についても報告を求める場合があるので留意すること。

なお、国は各地域における事業終了時の事業実績を公表することがある。

11 本事業に関する留意事項等

(1) 実践事業実施地域等による本事業への提案に係る留意事項

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が、新たに実践事業の事業構想を提案することは可能であるが、過去3年以内(※7)に実施した実践事業において、協議会自ら事業を廃止した場合若しくは10(2)イにより事業を廃止された場合又は委託契約を解除された場合は、特段の事情がない限り、提案することはできないので留意すること。

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が事業構想を提出する際には、様式第3号「新旧対照表」を参考に、過去3年以内に実施した実践事業との変更点(事業タイトル、地域重点分野、事業規模、セミナー等概要、実践メニューにおける成果物等)を記述すること。

(※7) 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

(2) 協議会の会計事務に関する留意事項

協議会は委託事業を実施するに当たって、以下の点等に留意し、会計事務における牽制体制を確保すること。協議会の会計事務に係る規程は、様式第5号「会計事務取扱規程」を参考に作成すること。

ア 会計事務担当者1人に会計事務を任せるのでなく、会計事務担当者を管理、監督する者をおき、協議会内における牽制体制をしっかりと確保すること。

(管理、監督する立場の者は可能な限り、会計事務担当者と別の部署の者とすることが望ましい。)

イ 会計事務担当者を管理、監督する者が地理的に協議会の設置場所から離れた場所に常駐している場合においても、常に協議会内における牽制体制を確保するよう工夫すること。

(会計事務担当者と管理、監督する者の常駐先が同一であることが望ましい。)

ウ 現金出納簿、科目整理簿、物品管理簿等の帳簿及び一切の証拠書類を整備・保管すること。

エ 協議会内部において、定期的に帳簿、支払決議書等の内部監査を実施すること。

オ 支払伝票の作成、帳簿等の管理、口座管理、支払決済等を可能な限り複数の者で分担して実施すること。

カ 協議会の総会において、適任者を会計監事として選出し、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、その監査結果について総会に報告を行うこと。

キ 事業の一部を再委託により実施している場合、協議会は、再委託事業者の事業の

実施状況・経理状況等を隨時把握し、適切に管理すること。

(3) 協議会の事業実施に関する留意事項

ア 個別事業の利用対象者の範囲の設定や募集について

協議会は、個別事業の利用者の範囲の設定や募集に当たっては、本仕様書及び実施要領の規定に基づき、利用する対象者を明確にする必要がある（雇用拡大メニューであれば「事業主を対象」、人材育成メニュー・就職促進メニューであれば「原則として地域求職者を対象」等）。

イ アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上について

(ア) 協議会は、アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上に当たり、セミナー等個別事業の受講申込書（様式第6号、第7号）、利用者アンケート調査票（様式第8号、第9号）等に基づき、アウトプット・アウトカム名簿（様式第10号、第11号）を整備し保管すること。

(イ) アウトプットについて、協議会は、アウトプット・アウトカム名簿のほか、実績の計上根拠となる「セミナー等個別事業の受講申込書」、「利用者アンケート調査票」等に基づいて、適切に実績を把握して計上すること。把握に当たっては、それぞれの様式例を参考にすること。

また、アウトカムについて、協議会は、アウトプット・アウトカム名簿のほか、実績の計上根拠となる個別事業の就職者・創業者に係る、①利用した個別事業メニュー等の名称、②実施期間、③受講者の氏名、④年齢、⑤居住地、⑥セミナー受講時の求職状況等の属性、⑦就職日・創業日、⑧就職・創業した事業所名、⑨事業所所在地、⑩業種等について、利用者アンケート調査票等により実際に確認した調査結果等に基づいて、適切に実績を把握して計上すること。

特に、アウトプット実績及びアウトカム実績の計上に当たり、協議会は、別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」に照らし、アウトプット・アウトカム実績に計上できるかどうか複数名で受講申込書、利用者アンケート調査票、アウトプット・アウトカム名簿等の関係資料を十分に確認の上、中間評価報告書等において適切な実績を報告すること。

アウトプット・アウトカム実績に計上できるかどうか判断できないもの（利用者の求職の意思が確認できない、地域求職者が確認できない、就職日が明確でないなどのためセミナー受講後の就職かどうかが確認できない、就職先事業所等の所在地が明確でないなどのため地域内の就職かどうかが確認できないなどの場合）は、アウトプット・アウトカム実績には計上できないので留意すること。

ウ ア及びイについて、協議会は、セミナー等個別事業を民間団体等に再委託して実施している場合も同様に留意すること。

(4) 労働局の事業実施に関する留意事項

- ア 個別事業の利用対象者の範囲の設定、募集に当たり、協議会は、11（3）アのとおり、セミナー等の個別事業の利用対象者については、実施要領、本仕様書等の規定に基づき明確にする必要があること、特に人材育成メニュー、就職促進メニューについては、利用対象者は原則として地域求職者とすることとされていることから、労働局は、11（5）に示す監査のほか、事業の実施状況を確認する際は、協議会による個別事業の利用対象者の設定、募集が適切に行われているかなどについて十分留意した上で確認を行う。
- イ アウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上に当たり、協議会は、11（3）イのとおり、実績の計上根拠となる関係資料等に基づいて適切に把握し、計上できるかどうか判断できない場合は計上しないこととされていることから、労働局は、11（5）に示す監査のほか、事業の実施状況を確認する際は、協議会によるアウトプット実績及びアウトカム実績の把握、計上が適切に行われ、中間評価報告書等に反映されているかなどについて十分に留意した上で確認を行う。特に、中間評価報告書におけるアウトプット実績及びアウトカム実績は、10に示すとおり、翌年度以降の事業継続の可否を判断する上での重要な要素であることを踏まえ、適切に確認作業を行う。
- ウ ア及びイについて、労働局は、協議会がセミナー等個別事業を民間団体等に再委託して実施している場合についても同様に留意して確認作業を行う。

(5) 労働局による監査等

労働局は、委託事業の適正な執行を確保するため、委託事業の実施状況及び委託費の精算・確定等の経理の状況について、毎年度事業終了後等に、実地に監査を実施する。また、必要に応じて、監査を行う。

監査に当たっては、以下に示す観点のほか、11（4）、「実践型地域雇用創造事業委託マニュアル」、「別紙 アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」等の観点に基づき実施することとする。また、実施した監査ごとに、労働局において、監査結果（監査日時、担当者氏名、確認項目、確認結果（改善が必要な事態）、改善が必要な事態の改善の状況等）を記録し、事後のフォローアップに活用することとする。

なお、実践事業の適正を期するため、実践事業の実施において不適切な事案を把握した時は、当該事実及び関係情報について当該協議会以外の協議会に提供することができるものとする。

- ・ 委託契約書、事業構想提案書に基づき適切な事業運営がなされているか
- ・ 事業の趣旨、目的に沿った事業運営がなされているか
- ・ 個別事業の利用対象者の範囲の設定や募集は、事業の一部を再委託している場合も含め11（3）アのとおり適切に実施されているか

- ・アウトプット・アウトカム実績の把握及び計上は、事業の一部を再委託している場合も含め11（3）イのとおり適正に実施されているか。（アウトプット及びアウトカムの定義は、別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」参照）
- ・人材育成メニュー及び就職促進メニューの利用対象者は、原則として地域求職者となっているか
- ・事業の対象経費は、事業の一部を再委託している場合も含め事業に要した実際の支出額に基づいて計上されているか
- ・事業に要した実際の支出額については、事業の一部を再委託している場合も含め見積書、契約書、請求書、領収書、納品書等の関係書類に基づき確認できるか。また、当該関係書類は適切に保存されているか
- ・事業の対象経費は、事業の一部を再委託している場合も含め事業の実施のために真に必要な経費となっているか、事業実施期間中に発生した支払いかなど

（6）有識者による支援等

有識者による地域雇用開発支援ワーキングチーム（以下「WT」という。）を設置し、国（厚生労働省）や事業実施地域、事業検討地域及び事業終了地域からの要請等に基づきWTを派遣し、実践メニューにおける開発商品等の活用も含めた必要なアドバイス、支援等を行うものとする。WTの派遣要請を希望する場合は、労働局へ問い合わせること。

（7）事業の廃止

10（2）イによるほか、事業が次のいずれかに該当することとなった場合には、原則として事業を廃止するものとする。

- ア 事業の実施又は事業の目的を達成することが困難と認められる場合
- イ 協議会が法令等に違反した場合又は不正行為により国の行政機関又は地方公共団体による不利益処分等を受けた場合
- ウ 事業の実施に関し不正な行為を行った場合
- エ その他適切と認められない場合

（8）文書の保存等

協議会は事業が終了した日の属する年度の終了後5年間又は、現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間、事業構想提案書、実績報告書、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳などの各種会計書類（事業の一部を再委託している場合の再委託先の会計書類も含む。）等の事業の実施に係る文書を保存するものとする。

なお、協議会が解散する場合は、協議会が有していた事業構想提案書、実績報告書

や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任及び補償に関する事項について、協議会の構成員となっている市町村又は都道府県が引き継ぐものとする。複数の市町村又は都道府県が構成員となっている場合、あらかじめ担当を定めておく必要があるので、留意すること。

別 紙	アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項
様式第 1 号	事業構想提案書
様式第 2 号	地域雇用創造計画必要経費概算、年度別契約額と割合確認
様式第 3 号	新旧対照表
様式第 4 号	協議会規約
様式第 5 号	会計事務取扱規程
様式第 6 号	【雇用拡大メニュー】受講申込書 様式例
様式第 7 号	【人材育成・就職促進メニュー】受講申込書 様式例
様式第 8 号	【雇用拡大メニュー】利用者アンケート調査票 様式例
様式第 9 号	【人材育成・就職促進メニュー】利用者アンケート調査票 様式例
様式第 10 号	【雇用拡大メニュー】アウトプット・アウトカム名簿 様式例
様式第 11 号	【人材育成・就職促進メニュー】アウトプット・アウトカム名簿 様式例

アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項

	事業利用者のうち アウトプット実績に計上できるもの		アウトカム実績に計上できるもの	
1. 雇用拡大メニュー(成果物公開セミナー含む)				
(1)	セミナー等を受講した地域内に所在する事業所数	→	①	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により雇用した人数
(2)	セミナー等を受講した地域外に所在し、地域内での、事業拡大、新規事業の立ち上げ・展開(地域内の事業所・営業所の新設・新部門立上げ)等を希望している事業所数	→	②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内に新設等された事業所(営業所、新部門等)において雇用した人数 (※結果的に地域外で雇用した場合は計上不可)
(3)	セミナー等を受講した地域内在住の創業希望者数	→	① ②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内又は地域外で創業した者の人数 セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数
(4)	セミナー等を受講した地域外在住の地域内での創業希望者数	→	① ②	セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業した者の人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可) セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可)
2. 人材育成メニュー・就職促進メニュー(情報提供事業除く)				
(1)	セミナー等を受講した地域内在住の就職又は転職希望者数	→	①	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後に地域内又は地域外に就職又は転職した人数
(2)	セミナー等を受講した地域外居住の地域内への就職又は転職希望者数	→	①	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後に、地域内に就職又は転職した人数 (※結果的に地域外に就職した場合は計上不可。)
(3)	セミナー等を受講した地域内在住の創業希望者数	→	① ②	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内又は地域外で創業した者の人数 セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数
(4)	セミナー等を受講した地域外在住の地域内での創業希望者数	→	① ②	アウトプット実績に計上できた者のうち、セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業した者の人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可) セミナー等の受講後、セミナー等の効果により地域内で創業し、創業により雇用した人数 (※結果的に地域外で創業した場合は計上不可)
3. 雇用創出実践メニュー				
	-			協議会で雇い入れた実践支援員のうち対象労働者の人数
	-			対象労働者が退職の上、創業(就職)した人数

アウトプット実績に計上ができないもの等

- 同一の事業所から複数者の参加があった場合の重複計上(事業所としてのアウトプットの計上は「社」単位になるため、複数名が参加した場合でも「1」となる)。
- 学生、新規学卒者(中学校、高等学校(専門高等学校含)の新規卒業者は卒業3ヶ月間まで、大学、短期大学等の新規卒業者は卒業月の月末まで、それぞれ計上することができない)
- 行政機関、事業推進員、実践支援員
- 利用者の求職・創業の意思が確認できない場合、利用者が地域求職者か確認できない場合、利用者がスキルアップ目的の在職者の場合

アウトカム実績に計上ができないもの等

- 事業の利用と明らかに関連がない雇用・創業(例:定期採用等)
- 事業を利用する前から雇用されている在職者(試用期間中の者を含む)
- 事業を利用する前から内定を受けている者
(事業を利用する前に採用面接を受け、結果待ちであった者が、事業利用後に採用が内定した場合を含む)
- 就職日が明確でないなどのためセミナー受講後に就職しているかどうかが確認できない、就職先事業所等の所在地が明確でないなどのため地域内に就職しているかどうかが確認できない等の場合
- 雇用拡大、人材育成、就職促進の複数のセミナーを受講した者は、各メニューごとの重複計上不可(※アウトプットについては各セミナーごとに計上が可能)。

※アウトプット実績に計上できない者であっても、定員の空きがある場合は、事業利用可能。
ただし、人材育成メニュー、就職促進メニューの受講者は原則、地域求職者である必要がある。

様式第1号

事業構想提案書

平成〇〇年〇月

〇〇地域雇用創造協議会

目 次

- 1 事業構想提案書又は地域雇用創造計画の名称
- 2 地域の名称
- 3 自発雇用創造地域の区域
 - 3－1 自発雇用創造地域の区域
 - 3－2 要件該当地域であることの明示
- 4 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及びその目標
 - 4－1 地域の現状
 - 4－2 地域の課題
 - 4－3 目標
- 5 地域の雇用創造を図るために行う事業
 - 5－1 全体の概要
 - 5－2 地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業
 - 5－3 その他の事業
 - 5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置
 - (1) 支援措置の名称
 - (2) 事業の実施主体
 - (3) 事業の具体的な内容
 - (4) (3)における各種支援措置の周知徹底に関する事項
 - (5) 事業終了後における地域の雇用創造に係る計画予定等
 - (6) (1)以外の地域再生基本方針に基づく支援措置
 - 5－3－2 支援措置によらない独自の取組
 - (1) 市町村自らが実施する独自の取組
 - (2) 地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置
 - 6 計画期間
 - 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項
 - 7－1 目標の達成状況に係る評価の手法
 - 7－2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容
 - 7－3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法
 - 8 自発雇用創造地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

点線囲み：留意事項 青字：記載例

1 事業構想提案書又は地域雇用創造計画の名称

申請する事業構想・計画の特徴や独自性を端的に表現する名称としてください。表現に制限はありませんが、冗長なものは避けてください。

見つけた変針点！地域資源の活用を変えれば、地域は変わる。

～芽吹く地域活力実践プロジェクト～

2 地域の名称

地方公共団体の名称を記載してください（町村の場合、県名及び郡名を必ず記載してください。）。複数の市町村が共同で申請をする場合（以下「広域」という。）には、連名で記載してください。

○○市（市の場合は都道府県名を付けないで記載。）

○○県○○郡○○町（町村の場合は都道府県名から記載。）

3 自発雇用創造地域の区域

3－1 自発雇用創造地域の区域

申請する事業構想・計画の区域を記載してください。

○○市の全域

○○市並びに○○県○○郡○○村、○○郡○○村及び○○町の全域

（広域の場合は並べて記載。）

3－2 要件該当区域であることの明示

労働局に確認した数字（地域雇用対策課作成有効求人倍率等一覧）を下表に記載してください。広域の場合には、それぞれの市町村の数字を足し上げて算出した数字を記載してください。

当市の有効求人倍率及び人口減少率は下表の通りとなっており、要件を満たしている。

	有効求人倍率 季節除く一般（パート含む）		有効求人倍率 常用（パート除く）		人口減少率 (%) (H○年3月31 日の人口-H○年 1月1日の人口) /(H○年3月31 日の人口)
	○年○月～○年 ○月平均 (※全国平均○ のため1以下)	○年度平均 (※全国平均○ のため1以下)	○年○月～○年 ○月平均	○年度平均 (※全国平均○ のため1以下)	
全国平均					
○○市					

4 労働力の需給状況その他雇用の動向に関する事項及びその目標

具体的なデータをグラフなど用い、わかりやすく記載してください。

(観光産業であれば、当該地域を訪れた観光客数、宿泊者数、観光産業就業者数等)

4-1 地域の現状

(地勢) ○○市は△△県の南東部に位置し、総面積□□km²、○○に囲まれた自然豊かな地域である。また、東部には昔ながらの家並みが現存するとともに史跡も多く点在している。

(人口) ○○市の人口は、平成□年□月現在○人であったが、平成×年×月には、○人まで減少し、○○人となっている。

高齢化率は○○であり、人口の社会減少については○○、人口の自然減少について○○である。そのため、○○が人口減少の原因となっていると考えられる。

また、平成○○年の労働力人口は、○○人であり、平成○○年と比較すると、○○%の減少となっており、年齢構成別では、特に若年者の人口流出が著しく、○○ポイントの減少となっている。

(産業) ○○市は農業や酪農といった第1次産業を主とした地域である。古くから丘陵地域の温暖な気候を利用した葡萄栽培や酪農等で発展してきた。

しかし、本地域における第1次産業をめぐる環境は厳しく、高齢化による担い手不足が顕著となっている。経営環境も農畜産物の需給の不均衡や資材の高騰など厳しい状況が続いている。

農業の就業者数は、昭和○○年の○○人をピークに徐々に減少し、平成○○年には○○人と、○○%の減少となっている。産出額は全国○位の○○千万円ではあるが、担い手不足等に比例するように減少傾向にある。

また、酪農では、平成○○年の就業者数は○○人、産出額は○○千万円となっており、平成○○年度と比較してそれぞれ○○%、○○%の減少となっている。

近年では北部地域の開発が進んだことにより、第2次産業、第3次産業の就業人口が増えつつあるが、当地域における第1次産業の構成比は○○であり、全国平均と比較しても高水準にあり、当地域においても引き続き基幹産業と言える。

加えて、○○市では、東部には昔ながらの家並みや史跡が多く現存しており、豊かな自然環境を活かしたスポーツイベントも盛んであることから、観光業は重要な産業として位置付けられ、○○市の第3次産業就業者の約半数が観光業に就業している。しかしながら、他地域との競争の激化や団体旅行から個人旅行への旅行者のトレンドの変化、旅行客の高齢化により、近年は「通過型」の観光となっており、平成○○年度においては、○○万人の観光入込客数、○○万人の宿泊数があったが、平成○○年度にはそれぞれ○○万人、○○万人に減少している。

(雇用) ○○市の新規求人数は、○○人となっており、産業別的新規求人構成比は○○業が○○%と最も高く、次いで○○業が○○%、○○業が○○%などとなっている。

また、ここ数年の新規求人数の動向を見ると、平成○○年度に大幅に落ち込んだ後は、緩やかに回復し平成○○年度は○○となっている。

一方、有効求職者数は平成○○年度では○○人となり、平成○○年と比較すると、○○%の減少となっている。

この結果、常用有効求人倍率は平成○○年度の○○倍から平成○○年度の○○と上昇しているが、県内では低水準で推移し、地域内の求職者にとっては厳しい状況が続いている。産業別に見ると○○業が最も高く、次いで○○業、○○業と続いている。

4－2 地域の課題

重点的に雇用創造、雇用開発を行う、具体的な産業分野を記載してください。

重点分野は、総花的にならないよう、「地域課題」「地域の志」「地域資源」「地域独自の取組」等を踏まえて設定してください。2～3分野が平均値です。

また、当該分野を重点的に育成及び振興する旨を記載している市町村の雇用政策等に係る計画をあわせて記載してください。

4－1「地域の現状」の記載内容を踏まえ、地域で実施してきた取組(5－3－1(6)、5－3－2)を雇用機会の拡大につなげていくまでの課題（人材確保・人材育成等）を具体的に整理して記載してください。

(重点分野)

・農畜産業分野（6次産業化含む）

・観光分野

（○○市まち・ひと・しごと創生総合戦略、○○市農業振興ビジョン等）

(地域の課題)

本地域の農業は、地形的な制約がある中で、気候条件に適した基幹作物である葡萄等を中心とし、野菜などとの複合経営を主体とした経営が続けられており、これまで地域経済の発展に寄与してきた。

しかし、前述の通り、農業をめぐる環境は厳しく、高齢化等による担い手不足が顕著となっている。特に、農業や酪農は労働の割に賃金が低いことを理由に若い世代から敬遠されており、魅力発信や収入増加に向けた取組が必要である。

この様な中で、本地域では「特産品のブランド化戦略による農畜産業の活性化」を重点プロジェクトと位置付け「○○計画」（平成○○年～○○年）を策定し、「多様な担い手の育成」、「他産業との連携を踏まえた農作物加工の促進及び特産品の開発」を進めるべく各種取組を開始している。

現状、市内に加工施設がないことから集荷した野菜や牛乳等をそのまま

他地域へ出荷していたため、労働の割に所得が低い状況にある。このような状況に対し、平成〇〇年度に第3セクター方式により農畜産物加工場を整備する予定であり、カット野菜、レトルト商品、ドレッシング等の加工品としての出荷が可能となることから、6次産業化による農畜産物の高附加值化により、1次産業就業者の収入増、さらには就業者増が期待できる。

また、本地域においては、平成〇〇年度以降、市の〇〇制度の活用により農業生産法人の進出が相次ぎ、生産された〇〇がローカルブランドとして高い評価を受けている。加えて、それらの動きに刺激を受けた地域のNPO法人による地域特産品の加工による新たな取り組みが進められており、地域コミュニティビジネスとして新たな雇用創造の機運が高まっている。

しかしながら、現状ではローカルブランドに止まっており、新商品の開発等により販路拡大、知名度の向上が図れれば、ナショナルブランド化も可能である。

こうしたことから、実践型地域雇用創造事業を活用し、6次産業化に向けたノウハウを学ぶセミナーや近年増加する農業生産法人で働く際に必要とされる知識を習得するセミナーを開催するとともに、地域特産品を商品化するための企画力や開発力、加工技術を持った人材を育成する。加えて、葡萄や〇〇等の地域特産品を活用し、ジャムやドレッシング等市外へ発信できる成果物を開発し、市内企業の6次産業化の推進を図り、雇用の創出を進めていくこととする。

また、〇〇市における観光産業については、前述の通り、観光入込客数や宿泊数は減少傾向にあり、「通過型」の観光地となってしまっている。

また、当該地域の〇〇半島の眺望はとても美しく、訪れた観光客からは穏やかな海と葡萄園や酪農場の景観が好評を得ているが、昨年度に実施した「〇〇市観光振興事業」の調査においては、観光客のそのほとんどが「〇〇半島を訪れるまで、この景観を知らなかった」というほど認知度が不足していることが明らかとなった。

〇〇市では平成〇〇年度に観光公社の設立を予定している。設立に向け地域全体で観光振興に取り組む機運を高めていくため、実践型地域雇用創造事業において〇〇半島の景観等による集客に加えて葡萄園や酪農場での体験ツアーの開発による体験型観光への誘導、旧市街地域の史跡を絡めた滞在型観光ツアーを開発し、〇〇半島の認知度向上や「滞在型・体験型」の観光地開発を進めるとともに、観光商品の企画・運営や関係機関の調整を行う人材の育成、旅館・ホテルや観光客が立ち寄る販売施設でのホスピタリティーに対する取組の強化に資するセミナーを実施し、観光地としての新たな魅力を発掘し、誘客を伸ばすことによる雇用の創出を進めるとともに、地域連携を強化していく。

4－3 目標

実践事業の実施により生じ得る雇用創造効果について、具体的な数値目標とその内訳を下表及び別紙1の項目に沿って記載してください。目標の設定に当たっては、当該地域における産業・経済の動向や、労働市場の状況等を踏まえて、合理性の認められる範囲で、定量的に記載してください。

アウトプット及びアウトカムの定義は以下の他、仕様書別紙「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意事項」を参照してください。

なお、下表の「事業開始前現時点：基準値」は必ず0としてください。【アウトプット指標】

○雇用拡大メニュー（事業主（その従業員、創業希望者を含む）を対象とする事業）

事業を利用した事業所の数、創業希望者の人数（単位：社）

○人材育成・就職促進メニュー（原則として地域求職者を対象とする事業）

事業を利用した地域求職者の人数、創業希望者の人数（単位：人）

【アウトカム指標】

○雇用拡大メニュー

事業を利用した事業所が、事業効果により雇用した人数又は創業者数（単位：人）

○人材育成・就職促進メニュー

事業を利用した地域求職者の就職者数又は創業者数（単位：人）

○雇用創出実践メニュー

協議会で雇い入れた実践支援員のうち対象労働者の人数

対象労働者が退職の上、事業実施により習得したノウハウを生かし創業（就職）した人数（単位：人）

※ 地域求職者の就職者等数については、「正規雇用（無期雇用、フルタイム、労働協約等により通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者）」、「正規雇用以外」の区分により、目標を設定。

実践型地域雇用創造事業による雇用創出数：

事業開始前0人→平成▲▲年度○○人（累計）

		事業開始前 現時点： 基準値	平成●● 年度 (1年度目)	平成△△ 年度 (2年度目)	平成▲▲ 年度 (3年度目)	事業終了後 最終目標値： 結果
ア ウ ト プ ツ	雇用拡大 メニュー	0社	社	社	社	社
	人材育成 メニュー	0人	人	人	人	人
	就職促進 メニュー	0人	人	人	人	人

ア ウ ト カ ム	雇用拡大 メニュー	0人	人	人	人	人
	人材育成 メニュー	0人	人	人	人	人
	就職促進 メニュー	0人	人	人	人	人
	雇用創出 実践メニュー	0人	人	人	人	人
	合計	人	人	人	人	人

※ 目標設定の考え方

事業者・求職者へのセミナーや地域資源を活用した商品開発等を通じて地域の雇用機会の創出を目指す実践型地域雇用創造事業の実施に当たり、同事業による雇用創出数を目標とするもの。毎年度、同事業を活用した事業者・求職者へのアンケート調査等により効果測定を実施するとともに、地域の関係者から構成される協議会において評価を行う。

内訳は別紙1のとおり。

5 地域の雇用創造を図るために行う事業

5－1 全体の概要

重点分野、実践事業で実施を予定している個別事業の内容に加え、事業実施に係る関係者間の協働・連携状況等（地域関係者の主導的な取組の有無、官民パートナーシップの形成状況、産学官連携状況、キーパーソンやアドバイザーの存在等）を記載してください。

当該地域の基幹産業である〇〇分野、〇〇分野を重点分野に設定し、〇〇、〇〇（協議会構成員）等地域の関係機関との連携のもと、実践型地域雇用創造事業を活用し、〇〇を担う人材育成を目的として〇〇セミナー、地域資源を活かした〇〇の開発・販路拡大等を実施し、雇用の創造を目指す。

なお、事業実施に当たっては、平成〇〇年度から〇〇年度まで、〇〇市振興公社において地域の企業、経済団体等と連携した地域活性化事業のプロジェクトリーダーとして取り組んだ実績を持つスタッフを事業推進員のリーダーとして迎え、地域関係者を巻き込みながら、地域全体で事業を進めていくことを予定している。

さらに、全国各地で6次産業化や地域資源を活用した商品開発の支援実績を持つ地域再生マネージャーを雇用創出実践メニューのアドバイザーに迎え、地域特産物を活用した地域再生についての技術指導及び雇用の受け皿となる連携組織作りの支援、他地域の好事例紹介などのアドバイスをいただくこと

を予定している。協議会構成員として地域再生マネージャーが参加していることから、新・地域再生マネージャー事業との効果的な連携の下での実践事業の実施が可能になると見込まれる。

また、開発する商品の選定や、商品の開発、商品の販売など各段階において県の〇〇財団に所属するマーケティングの専門家のアドバイスを受け、売れる商品の開発を徹底する。

5－2 地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業

地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業を地域で実施している場合は、内容を別紙2に記載してください。

別紙2のとおり。

5－3 その他の事業

5－3－1 地域再生基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置の名称

実践型地域雇用創造事業

(2) 事業の実施主体

〇〇地域雇用創造協議会

構成員、組織図は別紙3のとおり

(3) 事業の具体的な内容

4－2に掲げた課題を解決するため、実践事業として実施しようとする事業の具体的な内容について、事業の実施を希望する期間（最大3年度間）全体に渡るもの記載してください。

事業の検討に当たっては、4－2で設定した重点分野との整合性、各メニュー間の連動性を意識してください。

事業の具体的な内容は以下のとおり。

【雇用拡大メニュー（事業主（その従業員、創業希望者を含む）を対象とすること）】

（※ 雇用創出実践メニュー実施地域は実践メニュー成果物公開セミナーを必ず実施すること）

① 地域資源を活かした商品開発セミナー

〇〇市で生産される1次産品（農畜産品）を活用した6次産業化や農商工連携を推進するため、食品開発や製品開発における基礎知識や先進技術を学ぶためのセミナーを実施し、事業主の事業拡大を図り雇用の創出を図る。

② 観光客受け入れ促進セミナー

事業主を対象に、観光業の現状、マーケティングやモニタリング手法を学ぶとともに、地域の観光資源を活用した体験型・滞在型観光の

企画・立案に必要なノウハウを取得するセミナーを開催し、事業主の新たな事業展開を推進する。

③ Eネットフロンティアセミナー

事業主及び創業予定者を対象に、地域資源を活用し開発した商品の販路拡大に向けた具体的なオンラインショップの設立や運営方法、集客方法等についてのセミナーを行う。また、企業間の取引に伴う様々な契約方法についても専門家を招聘し、講義を行う。

④ 実践メニュー成果物公開セミナー

(雇用創出実践メニュー実施地域は必須)

事業主及び創業予定者等を対象に雇用創出実践メニューで開発した成果物やノウハウ等を公開し、地域内企業等の事業拡大、雇用拡大に繋げる。

雇用拡大メニューにおけるセミナーの詳細は別紙4のとおり。

【人材育成メニュー（原則として地域求職者を対象とすること）】

① 農業の担い手育成セミナー

新規就農や、農業生産法人での就業を考える求職者に対して、農業の担い手になるための心構えから、農業知識（土壌肥料、病害虫防除等）の習得、市内農作物の特徴、食品衛生・品質管理のノウハウ等農業で必要とされる基本的な知識を横断的に学ぶセミナーを実施し、地域求職者の就農を促進する。

② 食品加工セミナー

食品表示や品質管理等の食品加工に関する基礎知識や流通の基礎知識の習得を図るとともに、地域特産品を活用した商品開発に必要なノウハウを学ぶセミナーを開催し、就職後に即戦力となり得る人材の育成を目指す。

③ 観光サービス接遇力向上セミナー

地域における観光振興の必要性や地域の今後の観光産業の展開を学ぶとともに、観光産業や販売業、飲食業において必要不可欠な接遇・接客術を習得する講座を開催し、おもてなしの心を身につけた人材を育成することにより、地域求職者等の就職機会を増大させる。

④ 基本人材レベルアップセミナー

各職業分野において必要とされる基本的なマナーやIT等の基本スキルを習得するためのセミナーを開催し、地域求職者の早期就労につなげる。

人材育成メニューにおけるセミナーの詳細は別紙5のとおり。

【就職促進メニュー（原則として地域求職者を対象とすること）】

① 情報チャンネルHP

地域内企業と地域求職者に対して協議会が実施する各種セミナー等

の告知や周知に加えて、町外からの訪問者向けに情報を発信するため協議会のＨＰを開設し、町内外へ多くの情報を提供する。また、雇用創出実践メニューの進捗状況を発信する。

② 就職相談会

地域内企業と地域求職者を対象とした就職相談会の開催と実践事業の各種セミナーの案内及び成果についての情報提供を行うことで、地域求職者の就業機会の確保と早期就業に資する支援を行う。

就職促進メニューにおける事業の詳細は別紙 6 のとおり。

【雇用創出実践メニュー】

(※ マーケティングの専門家からアドバイスを受けることを必ず記載すること)

① 地域特産品を活用した新商品開発事業

市の中心作物である葡萄、〇〇等を活用し、市のオリジナルブランドの最終商品として地域内外に出荷することができるジャムやドレッシング等の成果物を開発する。

成果物は、試食会を開催しブラッシュアップを実施し、成果物公開セミナーの開催を通じて、地域内の事業所の 6 次産業化を促し、農畜産物の高付加価値化と雇用創出を目指す。

また、関係機関の連携を図り、フードショー等への出品等を通じて地域外に成果物を PR すると共に、商品の開発や活用の各段階においてマーケティングや販路開拓等の専門家からアドバイスを受け、販路開拓、売上拡大を促進する。

これら上記の取り組みに当たっては、各段階においてマーケティングや販路開拓等の専門家からアドバイスを受け、市場で広く活用されるものを開発する。

② 観光体験メニュー開発事業

〇〇半島の豊かな自然による集客に加えて、葡萄園や酪農場での農業・酪農体験ツアーの開発を行うとともに、旧市街地や史跡巡りを組み合わせ「〇〇」をテーマとした滞在型観光ツアーを開発する。

具体的には、〇〇の見学や〇〇の活用したグルメ体験、〇〇の風土や文化、〇〇の歴史を学ぶ歴史探訪を組み合わせたツアーを想定している。

開発した観光ツアーは、モニターツアーを開催し、ブラッシュアップを実施し、成果物公開セミナーを通じて、地域内の事業所での観光誘客、交流人口の拡大による地域活性化を図り、雇用創出を目指す。

なお、観光ツアーの開発にあたっては、旅行や街ぶらに詳しい専門家からアドバイスを受け、広く参加が見込まれ、事業終了後旅行業者独自の取組も期待できるものを開発する。

雇用創出実践メニューにおける事業の詳細は別紙 7 のとおり。

(4) (3) における各種支援措置の周知徹底に関する事項

事業実施にあたり、事業利用者への周知・広報の手法や、地域を巻き込んで一体的に事業に取り組むための広報戦略等について具体的に記載してください。

ハローワークと連携し、セミナー、就職相談会の周知を行う。併せて市や協議会のHPによる情報発信、市の広報誌や経済団体の会報等への掲載に加え、セミナーチラシの地元紙への折込、広告掲載等を行う。

また、協議会の活動を地元紙に発信することにより協議会の知名度を高め、セミナー受講や雇用創出実践メニューへの事業協力を促進する。

(5) 事業終了後における地域の雇用創造に係る計画予定等

実践事業の成果・経験等を活かして、事業終了後の地域における自立的な事業継続・事業展開等に係る取組方針を具体的に記載してください。

記載に当たっては、雇用創出・雇用拡大の見込みについて、可能な限り具体的かつ定量的に記載するものとし、定量的な記述が困難な場合には、定性的に記載してください。

加えて、協議会が解散した場合に文書、事業の実施に係る責任及び補償に関する事項を引き継ぐ市町村等の名称を記載してください。

実践事業により育成した人材と事業基盤を基に、事業終了後の平成〇〇年度に観光公社の設置を予定している。約20人の新規雇用が見込まれることから、雇用創造効果が特に高いと見込まれる人材育成メニューの〇〇事業については、事業終了後も市の事業として継続的に実施し、更に、約10人の就職に結びつける見込みである。

また、雇用創出実践メニューで開発した新商品に必要なノウハウや販路開拓手法は〇〇市が引き継ぎ、プロモーション活動やブラッシュアップを継続して実施する。

その他、〇〇交付金を活用した道の駅建設を〇〇年に予定しており、当該施設で新商品の販売を行うことで、約5人の雇用が見込まれることから、食品開発の実践支援員3人の継続雇用が期待される。加えて、生産された商品の物流や販売に携わる関係事業所において約10人の雇用が創出されることが見込まれる。

なお、実践事業終了後、文書は〇〇市で5年間保管するとともに、事業の実施に係る責任及び補償に関する事項についても、〇〇市が引き継ぐこととする。

(6) (1) 以外の地域再生基本方針に基づく支援措置

地域重点分野に関して、地域再生基本方針に掲げる事業等を活用し、関係省庁連携による地域再生の取組を行っている場合は（申請予定の場合も含む。）事業内容を別紙8に記載してください。

実践事業による雇用対策の実施に当たっては、地域再生基本方針に掲げる各省の施策を積極的に活用すること等により、一層効果的な事業の実施に努めることが重要です。

別紙8のとおり。

5－3－2 支援措置によらない独自の取組

(1) 市町村自らが実施する独自の取組

市町村自らが実施する事業構想・創造計画に定める地域重点分野に係る取組（特に実践事業と一体的に実施する地域の産業及び経済の活性化その他雇用創造に資する取組。実施を予定している取組を含む。）の内容を別紙9に記載してください。

実践事業を実施する地域においては、その前提として、協議会の構成員である市町村や経済団体等において、地域重点分野に係る以下のような地域の産業及び経済の活性化その他の雇用創造に資する取組を行うことが必要であり、それらの取組と一体的に実践事業による雇用対策を実施することにより、一層高い雇用創造効果の実現を図るものとします。

- 創業を促進する取組
 - ・ 低利融資、補助金・助成金の支給
 - ・ インキュベーション施設の設置や運営 等
- 新分野進出を促進する取組
 - ・ 低利融資、補助金・助成金の支給
 - ・ 工場新設、新たな設備の設置に係る補助金 等
- 新技術や新商品開発に係る取組
 - ・ 低利融資、補助金・助成金の支給
 - ・ 都道府県工業技術センター、大学等の研究機関等との共同研究に対する補助金・助成金の支給 等
- 企業間連携等の促進に係る取組
 - ・ 共同受注システムの構築に対する補助金・助成金の支給
 - ・ 地域外企業との提携を促進するための地域企業の技術情報の提供 等
- 企業誘致に係る取組
 - ・ 税制上の優遇措置、立地補助金等の支給
 - ・ 貸工場の建設や提供 等
- 商店街活性化に係る取組
 - ・ 低利融資、補助金・助成金の支給
 - ・ 空き店舗の無償提供・低額貸与 等

別紙9のとおり。

(2) 地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置

地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置（特に実践事業と一緒に実施する地域の産業及び経済の活性化その他雇用創造に資する取組。実施を予定している取組を含む。）の内容を別紙10に記載してください。

「実践型地域雇用創造事業関連融資制度」の活用を希望する場合は、当該項目に盛り込んでください。

別紙10のとおり。

6 計画期間

終期は、実践事業実施期間終了日を記載してください。

なお、地域再生計画の申請の際には、「地域再生計画認定の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで。」と記載してください。

厚生労働大臣の同意を得た日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで。

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

〇〇市地域雇用創造協議会が毎年度、各事業を利用した事業主及び求職者等へアンケート調査等を実施し、事業の評価を行う。あわせて、雇用創出実践メニューが計画通りに実施されているか進捗状況により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

各事業実施年度の翌年度6月末時点までの実績により、事業を利用した事業主の雇用実績、求職者の就職実績等アウトカム指標の達成状況の評価を行う。あわせて、各事業年度終了後に雇用創出実践メニューが計画通りに実施されているか進捗状況により評価を行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

毎年度、〇〇市地域雇用創造協議会のホームページにおいて公表する。

8 自発雇用創造地域内において事業協同組合等が労働者の募集に従事しようとする場合にあっては当該事業協同組合等に関する事項

地域法第6条第2項第5号に基づき、5－3－1（2）の地域雇用創造協議会の構成員である事業協同組合等が、その事業協同組合等を構成員としている中小企業者から、「中小企業における中核的人材の確保に資する委託募集の特例」に関する事業を実施予定の地域において記載してください。

なお、委託募集の実施が可能である事業協同組合等の要件については、地域法施行規則第4条及び第5条に規定されているので参照してください。

該当なし

アウトプット・アウトカム指標の内訳

(○○地域雇用創造協議会)

別

行の追加、削除、計算式の修正は適宜行ってください。	アウトプット指標				アウトカム指標				アウトプット指標設定の根拠	アウトカム指標設定の根拠
	1年度目	2年度目	3年度目	計	1年度目	2年度目	3年度目	計		
雇用拡大メニュー	小計	40 社	70 社	70 社 180 社	小計	7 人	10 人	10 人 27 人		
メニューの階層に合わせて適宜、					正規	3	5	5 13		
① 地域資源を活かした商品開発セミナー	小計	15 社	15 社	15 社 45 社	正規以外	3	4	3 10		
					創業	1	1	2 4		
② 観光客受け入れ促進セミナー	小計	15 社	15 社	15 社 45 社	小計	3 人	3 人	3 人 9 人	地域重点分野該当事業所〇社の〇%	アウトプット数の〇%
					正規	1	1	1 3		
			開催しない年度分は「-」としてください。		正規以外	1	1	1 3		
③ Eネットフロンティアセミナー	小計	一 社	20 社	20 社 40 社	創業	1	1	1 1		
					小計	- 人	3 人	3 人 6 人		
④ 実践メニュー成果物公開セミナー	小計	10 社	20 社	20 社 50 社	正規	2	2	2 6		
					正規以外	2	2	1 5		
					創業	0	0	1 1		
人材育成メニュー	小計	100 人	100 人	100 人 300 人	小計	0 人	0 人	0 人 0 人	成果物公開セミナーは必ずしもアウトカム指標を設定する必要はありません。	
					正規	0	0	0 0		
					正規以外	0	0	0 0		
① 農業の担い手育成セミナー	小計	10 人	10 人	10 人 30 人	創業	0	0	0 0		
					小計	16 人	16 人	16 人 48 人		
					正規	9	9	9 27		
					正規以外	5	5	5 15		
					創業	2	2	2 6		
② 食品加工セミナー	小計	20 人	20 人	20 人 60 人	小計	3 人	3 人	3 人 9 人	管轄ハローワークの求職者数の〇%	管轄ハローワークにおける常用労働者就職件数の〇%
					正規	1	1	1 3		
					正規以外	1	1	1 3		
③ 観光サービス接遇力向上セミナー	小計	30 人	30 人	30 人 90 人	創業	1	1	1 3		
					小計	4 人	4 人	4 人 12 人	当該地域の失業者数の〇%	アウトプット数に対し管内ハローワークの新規求職者の早期就職割合〇%
					正規	2	2	2 6		
④ 基本人材レベルアップセミナー	小計	40 人	40 人	40 人 120 人	正規以外	1	1	1 3		
					創業	0	0	0 0		
就職促進メニュー	小計	60 人	60 人	60 人 180 人	小計	6 人	6 人	6 人 18 人		
					正規	4	4	4 12		
					正規以外	2	2	2 6		
					創業	0	0	0 0		
① 情報チャンネルHP	小計	一 人	一 人	一 人 - 人	小計	10 人	10 人	10 人 30 人		
					正規	8	8	8 24		
					正規以外	2	2	2 6		
					創業	0	0	0 0		
② 就職相談会	小計	60 人	60 人	60 人 180 人	小計	- 人	- 人	- 人 - 人		
					正規					
					正規以外					
					創業					
雇用創出実践メニュー	小計				小計	10 人	10 人	10 人 30 人		
					正規	8	8	8 24		
					正規以外	2	2	2 6		
					創業	0	0	0 0		
① 地域特産品を活用した新商品開発事業	小計				小計	10 人	10 人	10 人 30 人	ハローワーク主催面接会参加者のうち〇〇市在住者〇人の〇%	
					正規	8	8	8 24		
					正規以外	2	2	2 6		
					創業	0	0	0 0		
② 観光体験メニュー開発事業	小計				小計	5 人	5 人	5 人 15 人		
					正規	5	5	5 15		
					正規以外					
					創業					
合計	合計	40 社	70 社	70 社 180 社	小計	3 人	3 人	3 人 9 人		
		160 人	160 人	160 人 480 人	正規	3	3	3 9		
					正規以外	10	11	10 31		
					創業	3	3	4 10		

事業構想必要経費概算書(平成30年度分)

【地域名:地域雇用対策町・協議会名:地域雇用対策町雇用創造協議会】

委託事業対象経費	委託費の額(千円)	内訳	備考
【基本経費】1管理費+2事業費	22,473	43.8%	<=「基本経費」が30%以上
1 管理費	13,408		
(1)事業推進員	10,209		
①事業推進員人件費(リーダー)	3,600	300,000	12 町職員主査級(概ね大卒10年目)相当
・事業推進員超過勤務手当	384	2,131	180 平日(時間給×1.25倍)月15h×12ヶ月
・事業推進員健康診断料	10	9,200	1 定期健康診断相当費用
・事業推進員健康保険	180	180,000	1 300,000円×12ヶ月×0.05
・事業推進員介護保険	30	29,700	1 300,000円×12ヶ月×0.00825
・事業推進員子ども・子育て拠出金	9	8,280	1 300,000円×12ヶ月×0.0023
・事業推進員厚生年金保険料	330	329,400	1 300,000円×12ヶ月×91.50/1,000
・事業推進員雇用保険料	22	21,600	1 300,000円×12ヶ月×0.006
・事業推進員労災保険料	11	10,800	1 300,000円×12ヶ月×0.003
・事業推進員石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	1	72	1 300,000円×12ヶ月×0.00002
・事業推進員通勤手当	60	5,000	12 5,000円×12ヶ月
②事業推進員人件費	2,400	200,000	12 町職員主事級(一般職員3年目相当)1名
・事業推進員超過勤務手当	341	1,420	240 平日(時間給×1.25倍)1名×月20h×12ヶ月
・事業推進員健康診断料	10	9,200	1 定期健康診断相当費用
・事業推進員健康保険	120	120,000	1 200,000円×12ヶ月×0.05
・事業推進員介護保険	20	19,800	1 200,000円×12ヶ月×0.00825
・事業推進員子ども・子育て拠出金	6	5,520	1 200,000円×12ヶ月×0.0023
・事業推進員厚生年金保険料	220	219,600	1 200,000円×12ヶ月×91.50/1,000
・事業推進員雇用保険料	15	14,400	1 200,000円×12ヶ月×0.006
・事業推進員労災保険料	8	7,200	1 200,000円×12ヶ月×0.003
・事業推進員石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	1	48	1 200,000円×12ヶ月×0.00002
・事業推進員通勤手当	60	5,000	12 5,000円×12ヶ月
③事業補助員人件費	1,920	160,000	12 町職員臨時職員級(嘱託職員含む平均額)1名
・事業補助員超過勤務手当	69	1,136	60 平日(時間給×1.25倍)1名×月5h×12ヶ月
・事業補助員健康診断料	10	9,200	1 定期健康診断相当費用
・事業補助員健康保険	96	96,000	1 160,000円×12ヶ月×0.05
・事業補助員介護保険	16	15,840	1 160,000円×12ヶ月×0.00825
・事業補助員子ども・子育て拠出金	5	4,416	1 160,000円×12ヶ月×0.0023
・事業補助員厚生年金保険料	176	175,680	1 160,000円×12ヶ月×91.5/1,000
・事業補助員雇用保険料	12	11,520	1 160,000円×12ヶ月×0.006
・事業補助員労災保険料	6	5,760	1 160,000円×12ヶ月×0.003
・事業補助員石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	1	38	1 160,000円×12ヶ月×0.00002
・事業補助員通勤手当	60	5,000	12 5,000円×12ヶ月
(2)その他	3,199		
①旅費・謝金	217		
・東京(推進員旅費)	118	29,260	4 実践事業打合せ(町旅費規程日帰り)2名分2回
・大阪(推進員旅費)	10	9,860	1 講師との打合せ(町旅費規程日帰り)1名分
・東京(推進員旅費)	89	44,460	2 シンポジウム参加(町旅費規程1泊2日)2名分
②通信運搬費	324		
・電話料	144	12,000	12
・郵送料	120	10,000	12
・振り込み手数料	60	5,000	12
③リース代等	723		
・PCリース代	288	24,000	12 推進員事務用PCリース料 月額8,000円×3台
・自動車リース代	312	26,000	12 月額26,000円×1台(軽自動車)
・複合機リース代	123	10,200	12 月額10,200円×一式
④消耗品費	375		
・ガソリン代	135	11,200	12 1月あたり80㍑×140円
・消耗品費(コピー用紙、事務用品)	240	20,000	12 用紙代等、各種消耗品費
⑤事務所関係	1,560		
・事務所借料	960	80,000	12 80,000円×12ヶ月
・事務用品借料(机3・椅子3)	240	20,000	12 一式20,000円×12ヶ月
・事務所光熱水料	360	30,000	12 30,000円×12ヶ月
2 事業費	9,065		
I 雇用拡大メニュー	2,080		
(1)地域資源を活かした商品開発セミナー	858		
・講師謝金	400	100,000	4 座学4回×1期分
・講師旅費(東京)	118	29,260	4 //
・会場使用料	240	60,000	4 (20,000円×3h)×座学4回×1期分
・会場施設(マイク・プロジェクター一式)使用料	20	5,000	4 座学4回×1期分
・セミナー開設諸費	80	80,000	1 募集チラシ印刷代、テキスト印刷代、DM発送費

委託事業対象経費	委託費の額(千円)	内訳	備考
(2)観光客受け入れ促進セミナー	847		
・講師謝金	400	100,000	4 (座学3回+実地研修1回) × 1期分
・講師旅費(東京)	118	29,260	4 //
・企業謝金(研修先企業)	10	10,000	1 実地研修1回 × 1期分
・会場使用料	180	60,000	3 (20,000円 × 3h) × 座学3回 × 1期分
・会場施設料(マイク・プロジェクター式)使用料	15	5,000	3 座学3回 × 1期分
・バス借上げ料	29	28,500	1 観光関連企業実地研修1回 × 1期分
・実習材料費	15	1,000	15社 × 1期分
・セミナー開設諸費	80	80,000	1 募集チラシ印刷代、テキスト印刷代、DM発送費
(3)実践メニュー成果物公開セミナー	375		
・会場使用料	40	40,000	1 (20,000円 × 2h) × 1回
・会場施設料(マイク・プロジェクター式・演台)	15	15,000	1 //
・開発製品等資料	140	350	400 350円 × 400部
・広告掲載費	180	180,000	1 募集チラシ印刷代、ポスター印刷、新聞広告
II 人材育成メニュー	6,316		
(1)農業の担い手育成セミナー	1,542		
・講師謝金	1,000	100,000	10 座学5回 × 1期分(課題資料作成の応用)
・講師旅費(東京)	88	29,260	3 地元講師と東京講師が分担(東京講師3回)
・会場使用料	195	39,000	5 3h × 6,500円 × 座学5回 × 1期分
・実習材料費	20	1,000	20 10人 × 1回 × 1期
・視察訪問企業謝金	20	20,000	1 20,000円 × 1期分
・バス借上げ料	29	28,500	1 食品衛生・品質管理の実地研修1回
・基本教材等	10	1,000	10 1,000円 × 10人 × 1期
・広告掲載費	180	180,000	1 募集チラシ印刷代、ポスター印刷、新聞広告
(2)食品加工セミナー	955		
・講師謝金	500	100,000	5 座学5回 × 1期分(企業応対一企画プレゼン)
・講師旅費(東京)	88	29,260	3 地元講師と東京講師が分担(東京講師3回)
・会場使用料	98	19,500	5 3h × 6,500円 × 座学5回 × 1期分
・実習材料費	20	1,000	20 10人 × 1回 × 1期
・視察訪問企業謝金	20	20,000	1 20,000円 × 1期分
・バス借上げ料	29	28,500	1 食品表示・食品衛生・品質管理の実地研修1回
・基本教材等	20	1,000	20 1,000円 × 20人 × 1期
・広告掲載費	180	180,000	1 募集チラシ印刷代、ポスター印刷、新聞広告
(3)観光サービス接遇力向上セミナー	1,248		
・講師謝金	500	50,000	10 座学5回 × 2期分
・講師旅費(東京)	293	29,260	10 //
・会場使用料	156	19,500	8 3h × 6,500円 × 座学4回 × 2期分
・バス借上げ料	29	28,500	1 現場実習1回
・実習先謝金	60	20,000	3 20,000円 × 2期分
・基本教材等	30	1,000	30 1,000円 × 15人 × 2期
・広告掲載費	180	180,000	1 募集チラシ印刷代、テキスト印刷代
(4)基本人材レベルアップセミナー	2,571		
・講師謝金	1,200	50,000	24 座学4回 × 2期分
・講師旅費(東京)	703	29,260	24 //
・会場使用料	156	19,500	8 3h × 6,500円 × 座学4回 × 2期分
・PC借り20台	272	6,800	40 6,800円 × PC20台 × 2期分
・ポータブルプリンタ	20	5,000	4 プリンタ2台 × 2期分
・基本教材等	40	1,000	40 1,000円 × 20人 × 2期
・広告掲載費	180	180,000	1 募集チラシ印刷代、テキスト印刷代
III 就職促進メニュー	669		
(1)情報チャンネルHP	154		
・レンタルサーバー使用料	60	5,000	12 レンタルサーバー、ドメイン・IPアドレス維持費込
・光回線使用・インターネット接続料	94	7,800	12
(2)マッチングフェア(就職面接会)	515		
・会場使用料	270	90,000	3 (30,000円 × 3h) × 3回
・会場施設料(マイク・プロジェクター式・演台)	15	15,000	1
・プログラム資料	50	50	1,000 50円 × 1,000部
・広告掲載費	180	180,000	1 募集チラシ印刷代、ポスター印刷、新聞広告

委託事業対象経費	委託費の額(千円)	内訳	備考
【実践経費】(1)実践支援員経費 + (2)事業費	28,791		
IV 実践メニュー	28,791		
(1)実践支援員経費	16,413		
イ 実践支援員(リーダー)	3,000	250,000: 12	町職員主査級(概ね大卒7~8年目)相当1名
・実践支援員超過勤務手当	427	1,776: 240	平日(時間給×1.25倍)1名分×月20h×12ヶ月
・実践支援員健康診断料	10	9,200: 1	定期健康診断相当費用
・実践支援員健康保険	150	150,000: 1	250,000円×12ヶ月×0.05
・実践支援員介護保険	25	24,750: 1	250,000円×12ヶ月×0.00825
・実践支援員子ども・子育て拠出金	7	6,900: 1	250,000円×12ヶ月×0.0023
・実践支援員厚生年金保険料	275	274,500: 1	250,000円×12ヶ月×91.50/1,000
・実践支援員雇用保険料	18	18,000: 1	250,000円×12ヶ月×0.006
・実践支援員労災保険料	9	9,000: 1	250,000円×12ヶ月×0.003
・実践支援員石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	1	60: 1	250,000円×12ヶ月×0.00002
・実践支援員通勤手当	60	5,000: 12	5,000円×12ヶ月
ロ 実践支援員(サブリーダー)	4,800	200,000: 24	町職員主事級(一般職員5年目相当)2名分
・実践支援員超過勤務手当	1,023	1,420: 720	平日(時間給×1.25倍)3名分×月20h×12ヶ月
・実践支援員健康診断料	19	9,200: 2	定期健康診断相当費用
・実践支援員健康保険	216	108,000: 2	180,000円×12ヶ月×0.05
・実践支援員介護保険	36	17,820: 2	180,000円×12ヶ月×0.00825
・実践支援員子ども・子育て拠出金	10	4,968: 2	180,000円×12ヶ月×0.0023
・実践支援員厚生年金保険料	396	197,640: 2	180,000円×12ヶ月×91.50/1,000
・実践支援員雇用保険料	26	12,960: 2	180,000円×12ヶ月×0.006
・実践支援員労災保険料	13	6,480: 2	180,000円×12ヶ月×0.003
・実践支援員石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	1	43: 2	180,000円×12ヶ月×0.00002
・実践支援員通勤手当	120	5,000: 24	5,000円×2名分×12ヶ月
ハ 実践支援員	4,320	180,000: 24	町職員主事級(一般職員3年目相当)2名分
・実践支援員超過勤務手当	614	1,278: 480	平日(時間給×1.25倍)2名分×月20h×12ヶ月
・実践支援員健康診断料	19	9,200: 2	定期健康診断相当費用
・実践支援員健康保険	216	108,000: 2	180,000円×12ヶ月×0.05
・実践支援員介護保険	36	17,820: 2	180,000円×12ヶ月×0.00825
・実践支援員子ども・子育て拠出金	10	4,968: 2	180,000円×12ヶ月×0.0023
・実践支援員厚生年金保険料	396	197,640: 2	180,000円×12ヶ月×91.50/1,000
・実践支援員雇用保険料	26	12,960: 2	180,000円×12ヶ月×0.006
・実践支援員労災保険料	13	6,480: 2	180,000円×12ヶ月×0.003
・実践支援員石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金	1	43: 2	180,000円×12ヶ月×0.00002
・実践支援員通勤手当	120	5,000: 24	5,000円×2名分×12ヶ月
(2)事業費	12,378		
イ 運営費等	3,066		
・事務所借料	780	65,000: 12	65,000円×12ヶ月
・事務用品借料(机4・椅子4)	288	24,000: 12	一式24,000円×12ヶ月
・事務所光熱水料	360	30,000: 12	30,000円×12ヶ月
・PCリース代	480	40,000: 12	支援員事務用PCリース料 月額8,000円×5台
・自動車リース代	312	26,000: 12	月額26,000円×1台(軽自動車)
・複合機リース代	123	10,200: 12	月額10,200円×一式
・デジタルカメラリース代	27	2,200: 12	月額2,200円×一式
・電話料	144	12,000: 12	
・郵送料	120	10,000: 12	
・消耗品費(コピー用紙、事務用品)	144	12,000: 12	用紙代等、各種消耗品費
・ガソリン代	168	14,000: 12	1月あたり100㍑×140円
・郵送料	120	10,000: 12	
ロ 事業費	9,312		
・CAS+急速冷凍装置(バッチ式)リース料	1,800	150,000: 12	一式月額150,000円×12ヶ月
・貯蔵保管機器リース	312	26,000: 12	840L保冷庫1台:月額26,000円×12ヶ月
・加工施設リース料	1,080	90,000: 12	飲食店空き店舗借料:月額90,000円×12ヶ月
・調理器具等一式リース料	840	70,000: 12	調理器具一式:月額70,000円×12ヶ月
・調味料一式	80	20,000: 4	調味料一式:20,000円×4回
・食材購入費	240	60,000: 4	食材購入:60,000円×4回
・製品パッケージ材料費	50	50,000: 1	
・パッケージ制作費	100	100,000: 1	パッケージ加工印刷一式
・試験販売用ラベル印刷費	100	100,000: 1	ラベル印刷一式
・その他消耗品(ポリ袋、ラップ、ポリネット等)	20	20,000: 1	年間分
・マーケティング・販路開拓のアドバイザー謝金(10日以内/月)	2,400	200,000: 12	1日20,000円×10日×12ヶ月
・マーケティング調査旅費(東京・大阪2泊3日)	1,080	120,000: 9	東京・大阪各60,000円×3名×年間3回
・試食会ブース賃借料	100	100,000: 1	100,000円×1回
・販路拡大調査旅費(東京・大阪2泊3日)	1,080	120,000: 9	東京・大阪各60,000円×3名×年間3回
・試験販売用売り場確保費	30	30,000: 1	1週間30,000円×1回
3 「基本経費+実践経費」の合計額	51,264		
4 消費税	4,101		
合計額(「3」+「4」)	55,365		

新旧対照表

様式第3号

今回提出事業概要(新)								過去3年以内に実施していた事業概要(旧)									
事業タイトル								事業タイトル									
実施地域								実施地域									
実施予定期間		平成〇〇年〇月 ~ 平成〇〇年〇月						実施期間		平成〇〇年〇月 ~ 平成〇〇年〇月							
地域重点分野		① ②						地域重点分野		① ②							
事業規模	1年度目			千円	3年度間合計	0		千円	事業規模	1年度目			千円	3年度間合計	0		千円
	2年度目			千円		0				千円							
	3年度目			千円		0				千円							
事業実施による効果	1年度目	アウトプット	社	人	3年度間合計	アウトプット		千円	事業実施による効果	1年度目	アウトプット	社	人	3年度間合計	アウトプット		千円
		アウトカム		人		0社				人							
	2年度目	アウトプット	社	人		0人				人							
		アウトカム		人		0人				人							
	3年度目	アウトプット	社	人		0人				人							
	アウトカム		人	0人		人											
前回事業との違いがわかるように記載してください。								セミナー等概要									
雇用拡大メニュー	セミナー等名								前回事業との比較								
	①							新規									
	②							継続									
	③																
今回はじめて取り組む事業は「新規」 前回から実施している事業は「継続」としてください								セミナー等概要									
成果物公開セミナーのセミナー等概要、 前回事業との比較は「-」としてください。								-									
人材育成メニュー	①																
	②																
	③																
就職促進メニュー	①情報発信事業																
	②UIターン促進事業																
	③合同就職面接会																
就職促進メニューのセミナー等概要、前 回事業との比較は「-」としてください。								-									
雇用創出実践メニュー	①	(事業概要) (成果物)		雇用創出実践メニューは事業概要に加え、 成果物についても記載してください。													
	②	(事業概要) (成果物)															
(事業概要) (成果物)								(事業概要) (成果物)									
(事業概要) (成果物)								(事業概要) (成果物)									

○○○○地域雇用創造協議会規約（例）

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、○○○○地域雇用創造協議会と称する。

(事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を○○県○○市○○町○丁目○番地に置く。

2 本協議会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 本協議会は、会員である市町村の区域において、市町村や経済団体等の創意工夫により実施する地域経済の活性化や雇用機会の創出のための地域再生の具体的取組と相まって、その取組の雇用創造効果を高める事業を実施し、当該地域の雇用構造の改善を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、実践型地域雇用創造事業その他本協議会の目的を達成するために必要な事業（以下「当該事業」という。）を行う。

第2章 会員

(会員)

第5条 本協議会の会員は、次の通りとする。

(1) ○○市町村

(2) ○○県

(3) ○○○○会

(4) ○○○○会

(5) ○○○○

：

() ○○○○

第3章 役員

(代表)

第6条 本協議会に、1名の代表を置く。

2 代表は、本協議会を代表し、その業務を総理する。

(監事)

第7条 本協議会に、○名の監事を置く。

2 監事は、財産及び会計並びに業務執行の状況を監査するとともに、これについて不正の事実を発見したときは、総会の招集を請求し、これを総会に報告する。

(選任等)

第8条 代表及び監事は総会において選出する。

2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(構成)

第9条 総会は、会員をもって構成する。

2 総会の議長は、代表が務める。

(機能)

第10条 総会は、この規約で別に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第11条 総会は、代表が必要と認めたとき、又は会員若しくは監事から招集の請求があつたとき、開催する。

(定数及び議決)

第12条 総会は、全会員の出席がなければ開催することができない。

2 総会の議事は、全会員の賛成をもって決する。

(議事録)

第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長が、署名、押印をしなければならない。

第5章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会は、各会員の実務担当者等を委員として構成する。

(機能)

第15条 運営委員会は、次の事項を行う。

(1) 事業計画案の策定

(2) 事業の具体的な企画・運営に係る事項

(3) その他事業実施に必要な事項

(開催)

第 16 条 運営委員会は、委員が必要と認める場合に隨時開催する。

第 6 章 財産及び会計等

(財産)

第 17 条 本協議会の財産は、寄付金品、財産から生じる収入、事業に伴う収入及びその他の収入をもって構成する。

2 本協議会の財産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て別に定める。

(事業構想、事業実施計画及び予算)

第 18 条 本協議会の事業構想、事業実施計画及びこれに伴う予算に関する書類は、代表が作成し、総会において、全会員の議決を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 19 条 本協議会の事業報告及び決算は、代表が事業報告書として作成し、監事の監査を受け、総会において、全会員の議決を得なければならない。

(書類の保存)

第 20 条 当該事業に係る書類は、当該事業終了後 5 年間とする。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 21 条 この規約は、総会において全会員の議決を得なければ変更することができない。
(解散)

第 22 条 本協議会は、総会において全会員の議決を経て解散することができる。

2 解散時に本協議会において有していた事業構想書、実績報告書や各種会計書類等の文書及び当該事業の実施に係る責任並びに補償に関する事項について、本協議会の構成員となっている〇〇市町村(又は〇〇県)が、当該事業終了後 5 年経過する間、引継ぐものとする。

(残余財産の処分)

第 23 条 本協議会の解散のときに有する残余財産のうち、国の事業を実施して得た財産は、原則として国へ返還するものとし、個別に協議するものとする。

2 前項の残余財産以外は、総会において、全会員の議決を得て、本協議会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 24 条 本協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事業推進員(、実践支援員)及び会計事務責任者を置く。

3 事業推進員(、実践支援員)及び会計事務責任者は、代表が任命する。

(備え付け書類)

第 25 条 事務所には、常に次に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 本規約
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 代表、監事及び職員の名簿
- (4) 規約に定める機関の議事に関する書類
- (5) その他必要な書類

第 9 章 補足

(委任)

第 26 条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

付則

1 この規約は、本協議会が設立された日又は、変更された日から施行する。

実践型地域雇用創造事業に係る会計事務取扱規程（例）

（目的）

第1条 この規程は、〇〇〇〇協議会（以下「協議会」という。）が、実践型地域雇用創造事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費として交付を受けた委託費（以下「委託費」という。）に係る会計事務に關し必要な事項を定め、適正な事務処理を図ることを目的とする。

（予算）

第2条 事業に係る予算は、委託費をもってあてることとする。

2 事業に係る予算に委託費以外のものがある場合には、委託費と区分して経理する。

（会計事務責任者）

第3条 会計事務責任者は、協議会規約に基づき任命された者とする。

2 会計事務責任者は、必要があると認めるときは、出納者及び補助者を任命して、会計事務の一部を行わせることができる。

（委託費の受入口座）

第4条 会計事務責任者は、〇〇銀行〇〇支店に代表名義の口座を開設し、その口座に委託費を受け入れるものとする。

2 受入口座の名義は、必ず協議会の名称及び前項の職名を含むものとする。

（支出事務）

第5条 会計事務責任者は、予算の範囲内において、支出決議書により支出決議を行うものとする。

2 支出決議された債務は、速やかに支払うものとし、支払方法は銀行振込とする。ただし、必要と認められる事情がある場合は現金払とする。

（帳簿）

第6条 会計事務責任者は、現金出納簿、科目整理簿及び物品管理簿を備え付け、会計事務の執行状況及び物品の在庫状況を記録、計算、整理し、実績を明らかにしておくものとする。

（書類の保存）

第7条 会計に関する帳簿及び書類の保存期間は、事業終了後、5年間とする。

（その他）

第8条 この規程で定めるもののほか、会計事務処理上必要な事項については、協議会の総会の議決を経て、協議会の代表が別に定めるものとする。

付則 この規約は、平成 年 月 日から施行する。

就職促進メニュー】アウトプット・アウトカム名簿(様式例) (平成〇〇年度)

個別事業名

個別事業毎にシートを作成してください

「正規雇用」とは、「無期雇用、フルタイム、労働協約等により通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者」をいう。

※ アウトカム実績については、当該年度中に事業を利用した地域求職者等(※)のうち、翌年度6月末時点までに就職・創業した者を計上。

※ アウトプット・アウトカム計上に当たっては、募集要項別添「アウトプット・アウトカム実績の計上に当たっての留意点」参照。

様式第8号

実践型地域雇用創造事業【雇用拡大メニュー】

利用者アンケート調査票 (例)

この度は、○○協議会が厚生労働省より受託し実施している実践型地域雇用創造事業（以下「事業」という。）につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

このアンケート調査は、本事業の委託者である厚生労働省に対し、本協議会の事業成果（利用者の採用実績等）を報告するほか、本事業の内容の向上に役立てる目的で実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願ひいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

本アンケート調査票は、集計結果を厚生労働省への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。氏名等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

なお、ご回答いただいた内容等について、確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。また、新たに従業員の採用を行った事業主の方には翌年度に採用者の定着状況等の調査を依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

【問い合わせ先】

○○協議会 事業推進員 ○○

電話：

FAX：

記

事業所名	
所在地	※事業拡大で地域内に事業所を新設した場合はその住所も記載してください
事業内容	
電話番号	

1 利用了した事業メニュー名

該当する番号を○で囲んでください。

- ① ○○雇用拡大事業 (○月○日～○月○日)
- ② 成果物公開セミナー (○月○日～○月○日)

2 1のセミナー受講により、新たに従業員の採用を行った事業主の方は、雇用状況についてお答えください（セミナー受講に関係なく予定されていた定期採用、新規学卒採用は除く）。

(1) 採用人数 () 人

(記入例：(〇〇／〇年〇月〇日／自動車部品製造／生産現場の工程管理／正規雇用)

採用者名	就職日	業種	職種	雇用形態 (正規/正規以外)	雇用保険 加入の有無

(2) 採用経路についてご記入下さい。

- ① ハローワークの紹介 ② 民間の職業紹介事業者による紹介
③ 知人の紹介 ④ 就職情報誌
⑤ その他（具体的に：)

3 1のセミナー受講により、創業された方は以下の質問にお答えください。

(1) 事業所名、創業日、どのような分野での創業を行ったのかご記入ください。

()

(記入例：(株)〇〇食品／〇月〇日／法人向け配食サービス)

(2) 事業所の所在地について該当する番号を○で囲んでください。

- ① ○〇市内 ② ○〇市以外の地域

(3) 創業により新たに従業員の採用を行った創業者の方は、雇用状況についてお答えください。 採用人数 () 人

採用者名	就職日	業種	職種	雇用形態 (正規/正規以外)	雇用保険 加入の有無

4 本事業を活用した感想・意見

(1) 1のセミナー受講の経験が役に立っているかどうかについて該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 大変役に立っている | ② 役立っている |
| ③ あまり役立っていない | ④ 役立っていない |

(①)～(④)を選んだ理由：

)

(2) 当該事業に対するご意見等をご自由に記載ください。

[]

アンケートへのご協力ありがとうございました。

様式第9号

実践型地域雇用創造事業【人材育成メニュー・就職促進メニュー】

利用者アンケート調査票 (例)

この度は、○○協議会が厚生労働省より受託し実施している実践型地域雇用創造事業(以下「事業」という。)につきまして、ご利用いただきありがとうございます。

このアンケート調査は、本事業の委託者である厚生労働省に対し、本協議会の事業成果(利用者の就職実績等)を報告するほか、本事業の内容の向上に役立てる目的で実施するものです。

お手数ですが、下記アンケート票記入へのご協力をいただきますよう、お願ひいたします。ご不明の点は、下記問い合わせ先あてにご連絡ください。

本アンケート調査票は、集計結果を厚生労働省への報告資料として使用しますが、個別のご回答を公表することは一切ありません。氏名や就職先等の個人情報については、厳重な管理を行って本アンケートの目的以外には使用しないことを申し添えます。

なお、ご回答いただいた内容等について、確認させていただく場合がありますので予めご了承ください。また、就職された方には翌年度に職場への定着状況等の調査を依頼させていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

【問い合わせ先】
○○協議会 事業推進員 ○○
電話：
FAX：

記

氏名		年齢		歳	性別	男性・女性
----	--	----	--	---	----	-------

1 利用了事業メニュー名

該当する番号を○で囲んでください。

- ① ○○人材育成事業 (○月○日～○月○日)
② △△職場体験講習 (○月○日～○月○日)

2 現在の住所

該当する番号を○で囲んでください。

- ① ○○市内 ② ○○市以外の地域

3 事業を利用した目的

該当する番号を○で囲んでください。

- ① 求職中で、企業への就職を希望 ② 求職中で、創業を希望
③ 在職中で、他企業への就職を希望 ④ 在職中で、創業を希望
⑤ 在職中で、転職や創業は希望しないものの、スキルアップを希望
⑥ その他

4 事業利用後の現在の就職状況等

該当する番号を○で囲んでください。

- | | | | |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| ① 企業等へ就職 | (→設問 5 へ) | ② 求職中 | (→設問 7 へ) |
| ③ 創業 | (→設問 6 へ) | ④ 創業準備中 | (→設問 7 へ) |
| ⑤ 訓練等受講中 | (→設問 7 へ) | ⑥ 同一企業で雇用継続中 | (→設問 7 へ) |
| ⑦ その他 | (→設問 7 へ) | | |

5 4 で①に○をつけた方（「企業等へ就職」）は以下の質問にお答えください。

(1) 該当する雇用形態にかかる番号を○で囲んでください。

- | | |
|----------|--|
| ① 正規雇用 | |
| ② 正規雇用以外 | |

(2) 雇用保険の加入の有無についてお答えください。

- | | |
|------|------|
| ① 加入 | ②未加入 |
|------|------|

(3) 就職先企業名、就職日、業種、職種をご記入ください。

()

(記入例：(株) ○○工業／○月○日／自動車部品製造／生産現場の工程管理)

(4) 就職先企業（事業所）の所在地について該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------|------------|
| ① ○○市内 | ② ○○市以外の地域 |
|--------|------------|

(5) 就職経路についてご記入下さい。

- | | |
|-------------|-------------------|
| ① ハローワークの紹介 | ② 民間の職業紹介事業者による紹介 |
| ③ 知人の紹介 | ④ 就職情報誌 |
| ⑤ その他（具体的に： |) |

6 4 で③に○をつけた方（「創業」）は以下の質問にお答えください。

(1) 事業所名、創業日、どのような分野での創業を行ったのかご記入ください。

()

(記入例：(株) ○○食品／○月○日／法人向け配食サービス)

(2) 事業所の所在地について該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------|------------|
| ① ○○市内 | ② ○○市以外の地域 |
|--------|------------|

(3) 創業により新たに従業員の採用を行った創業者の方は、雇用状況についてお答えください。採用人数 () 人

採用者名	就職日	業種	職種	雇用形態 (正規/正規以外)	雇用保険 加入の有無

7 本事業を活用した感想・意見

(1) 1のセミナー受講の経験が役に立っているかどうかについて該当する番号を○で囲んでください。

- | | |
|--------------|-----------|
| ① 大変役に立っている | ② 役立っている |
| ③ あまり役立っていない | ④ 役立っていない |

(①～④を選んだ理由：)

(2) 当該事業に対するご意見等をご自由に記載ください。

アンケートへのご協力ありがとうございました。

(平成 30 年度) 実践型地域雇用創造事業委託要綱

(通則)

第1条 実践型地域雇用創造事業（以下「委託事業」という。）の委託については、この要綱の定めるところによる。

(委託事業の目的)

第2条 委託事業は、地域雇用開発促進法（昭和 62 年法律第 23 号）に定める同意自発雇用創造地域において、各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造にかかる取組を促進するため、市町村、経済団体等から構成される地域雇用創造協議会（以下「協議会」という。）が提案する雇用対策事業のうち雇用創造効果が高いと認められるものを選抜し、地域の雇用創造の取組を支援することを目的とする。

(委託先)

第3条 委託事業は、（都道府県）労働局長（以下「委託者」という。）が、前条に規定する委託事業の目的を確実に達成することができると認める者（以下「受託者」という。）に、委託して実施するものとする。

(委託の申入れ)

第4条 委託者は、受託者として適當と認める者に対し、本要綱を添えて、様式第1号「実践型地域雇用創造事業受託依頼書」（以下「依頼書」という。）により、委託の申入れを行うものとする。

(受託書等の提出)

第5条 前条の申入れを受けた者は、当該申入れを承諾するときは、依頼書を受理した日から 14 日以内に、様式第2号「実践型地域雇用創造事業受託書」に様式第3号「実践型地域雇用創造事業実施計画書」（以下「実施計画書」という。）を添付して、委託者に提出するものとする。

なお、再委託を行う場合は、次条に規定する契約書第8条第2項前段の書類を併せて提出するものとする。

(実施計画書等の審査及び契約の締結)

第6条 委託者は、前条の規定により提出された実施計画書について審査し、委託事業の目的等に照らし適當と認めるときは、支出負担行為担当官（都道府県）労働局総務部長が、様式第4号「実践型地域雇用創造事業委託契約書」（以下「契約書」という。）により受託者と契約を締結するとともに、受託者が再委託を希望する場

合は契約書第8条第2項前段の承認を必要とするものとする。

(表明確約)

第7条 受託者は、契約書第31条及び第32条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 受託者は、契約書第31条及び第32条の各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約しなければならない。

(契約書)

第8条 委託事業の実施に必要な事項については、契約書に定める。

(様式第1号)

発第 号
平成 年 月 日

殿

奈良労働局長 印

実践型地域雇用創造事業受託依頼書

標記について、下記委託事業を受託されたく依頼申し上げます。

なお、受託について承諾いただいた場合は、別添の実践型地域雇用創造事業委託要綱を参照のうえ、同要綱様式第2号「実践型地域雇用創造事業受託書」及び様式第3号「実践型地域雇用創造事業実施計画書」を提出いただくようお願ひいたします。

記

1 委託事業名 実践型地域雇用創造事業

2 委託事業の内容 「実践型地域雇用創造事業委託要綱」に基づく
事業の実施

3 委託経費金 円

4 委託期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

(様式第2号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

実践型地域雇用創造事業受託書

平成 年 月 日付職発第 号により委託の申入れのあった「実
践型地域雇用創造事業」の実施を受託いたします。

なお、受託事業の実施内容は、別添様式第3号「実践型地域雇用創造事業実施
計画書」のとおりです。

(様式第3号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

受託者名 印

実践型地域雇用創造事業実施計画書

実践型地域雇用創造事業については、別紙1の実践型地域雇用創造事業実施計画により実施することとし、当該計画実施に係る所要経費の内訳は別紙2のとおりです。

別紙 1

実践型地域雇用創造事業実施計画（平成〇〇年度）

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 事業費の内訳は別紙2「実践型地域雇用創造事業費積算内訳」のとおり

※ 年度毎に作成すること

別紙2

実践型地域雇用創造事業費積算内訳（平成〇〇年度）

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

※ 年度毎に作成すること

(様式第4号)

実践型地域雇用創造事業委託契約書

実践型地域雇用創造事業委託要綱（以下「委託要綱」という。）に基づく事業の委託について、支出負担行為担当官（都道府県）労働局総務部長（氏名）（以下「甲」という。）と受託者（受託先名）（役職）（氏名）（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

（委託事業）

第1条 （都道府県）労働局長（以下「委託者」という。）は、乙に対し、別紙1「実践型地域雇用創造事業実施計画」（以下「実施計画」という。）に掲げる事業（以下「委託事業」という。）を委託する。

（委託事業の実施）

第2条 乙は、委託要綱、実施計画及び地域雇用創造計画における実践型地域雇用創造事業に係る内容により委託事業を実施しなければならない。

（委託期間）

第3条 委託事業の委託期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、乙に対し、委託事業に要する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇〇、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇、〇〇〇円）を限度として支払うものとする。

- 2 前項の消費税額及び地方消費税額は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た金額である。
- 3 乙は、委託費を別紙2「実践型地域雇用創造事業委託費交付内訳」に記載された委託対象経費区分（以下「経費区分」という。）にしたがって使用しなければならない。
- 4 委託費は、原則として支払うべき額を確定した後、精算にて支払うものとする。ただし、乙が概算での支払を希望する場合は、甲は、乙の資力、委託事業及び事務の内容等を勘案し、真にやむを得ないと認めたときは、これを財務大臣に協議し、その承認があった場合に限り、国の支払計画の額の範囲内において概算払をすることができる。
- 5 乙は、委託費の支払を受けようとするとき又は前項の概算払を請求するときは、官署支出官（都道府県）労働局長（又は会計課長）（以下「官署支出官」という。）に対して、委託要綱様式第5号「実践型地域雇用創造事業委託費支払請求

書」を提出するものとする。なお、概算払による場合に限り、委託要綱様式第5号別添を添付して提出すること。

- 6 官署支出官は、前項の適法な請求書を受理した日から30日以内に、委託費を乙に支払うものとする。
- 7 官署支出官は、自己の責に帰すべき事由により、前項に定める期間内に支払わないときは、支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該未払金額に対し年〇.〇%の割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(国庫債務負担行為に係る契約の特例)

第5条 前条第1項の契約金額に基づく、国庫債務負担行為に係る会計年度毎の委託費の支払い限度額は次のとおりとする。

平成〇〇年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

平成〇〇年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

平成〇〇年度 金〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円

- 2 甲は、予算上の都合により必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

(契約保証金)

第6条 甲は、この契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(委託事業等の変更等)

第7条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託要綱様式第6号「実践型地域雇用創造事業変更通知書」により、その旨を乙に通知するものとする。

- (1) 委託事業の内容を変更するとき
- (2) 国の予算額に変更があったとき
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、委託要綱様式第7号「実践型地域雇用創造事業変更承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 実施計画に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）
 - (2) 委託費の経費区分の配分を変更する場合（人件費及び消費税を除く委託費の経費区分相互間において、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。）
- 3 委託者が、前2項の場合において、委託契約を変更する必要があると認めるときは、甲は、委託要綱様式第8号「実践型地域雇用創造事業変更委託契約書」により、乙と変更委託契約を締結するものとする。
- 4 乙は、委託事業を中止又は廃止しようとするときは、委託要綱様式第9号「実践型地域雇用創造事業中止（廃止）承認申請書」を委託者に提出し、その承認を受けなければならない。

5 乙は、委託事業が予定の委託期間内に完了しないと見込まれるとき又は委託事業の遂行が困難となったときは、速やかに委託者に報告し、その指示を受けなければならない。

(再委託の承認)

第8条 乙が契約を履行する場合において、委託契約の全部を一括して再委託することを禁止する。

2 乙は、委託事業を再委託するときは、あらかじめ、委託要綱様式第10号「実践型地域雇用創造事業再委託承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。また、承認を受けた内容を変更する場合には委託要綱様式第11号「実践型地域雇用事業再委託内容変更承認申請書」により同様の承認を受けなければならないこととする。

3 乙は、委託事業を再委託したときは、再委託した業務を実施する当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、すべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託事業を再委託したときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。

5 再委託者からさらに第三者へ再委託契約の全部又は一部を再委託することを禁止する。

(他用途使用等の禁止)

第9条 乙は、委託費をこの委託事業の目的に沿った事業経費以外には、使用することはできない。また、委託事業の目的に沿った使用であっても、単価・数量に妥当性を欠くような過大な支出は禁止する。

(財産の帰属)

第10条 委託事業の実施に伴って取得した物品、特許権及び著作権等（以下「財産」という。）は、委託者に帰属するものとする。

(財産の管理及び処分)

第11条 乙は、委託事業の実施に当たり、乙が所有する設備、機械・器具及び備品（以下「機器等」という。）を使用することを原則とするが、別途、機器等の整備が必要となる場合は、特段の事情がない限り賃貸借契約で対応することとする。

2 乙は、委託事業の実施に伴って取得した財産及び賃貸借契約で調達した機器等については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付目的に従って効率的な運用を図らなければならない。この場合、財産及び機器等管理の必要から帳簿を備え付け、管理上必要な事項を記録しなければならない。

3 乙は、委託事業完了等により財産の処分が発生する場合には、委託要綱様式第12号「財産処分承認申請書」を甲に提出し、その承認を受けなければならない。な

お、委託事業の実施に伴い取得したすべての財産について、売払い等により収入があったときは、国に納付しなければならない。

4 乙は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、甲が指定したものについては、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了したとき（第7条第4項の規定による委託事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。以下「委託事業が終了等したとき」という。）は、これを甲に返還するものとする。

（金券及び消耗品の取扱い）

第12条 郵券、回数券、プリペイドカード等金券及び消耗品を委託費により購入した場合には、委託事業の終了等までの間に費消しないことを禁止する。

（支払状況の確認）

第13条 乙は、賃金等の支払については、履歴書等の採用関係書類、出勤簿等の勤務状況確認書類に基づき、勤務実績に応じて適正に支給を行わなければならない。特に、委託事業に携わる者が、委託事業以外の事業を行う場合は、それぞれの事業での個人別等の業務分担表を作成し、業務分担を明確化すること。

2 乙は、旅費等の支払については、出勤簿、活動日誌、復命書及び帳簿等に基づき、実績に応じて適正に支給を行わなければならない。なお、旅費等の支給が概算払いで行われている場合は、出張後に旅費の精算を適正に行うこととする。特に、中止された出張等について旅費の回収を適正に行うこととする。また、航空賃を支給する旅費については、領収書及び搭乗券の半券の提出により搭乗日だけでなく、パック割引、早期割引などの適用の有無についても確認し、適正な支給を行わなければならない。

3 乙は、物品の購入・役務の提供等の契約について、契約のとおり納品・履行されたことを確認して支払いを行わなければならない。このとき、必要に応じ帳簿等と照らし合わせて確認するものとする。

（関係書類の整備・保存等）

第14条 乙は、委託事業の実施に係る経費については、その内容を明らかにするため、委託事業に係る会計を他の事業に係る会計と区分して経理するとともに、これに係る国の会計及び物品に関する規定に準じて、会計帳簿、振込書・領収書、決議書、預金通帳等の関係書類を整備しなければならない。

2 乙は、前項の書類等は、委託事業が終了等した日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

（実施状況の報告）

第 15 条 乙は、事業の実施状況について、委託者に対し、別に定める期日までに委託要綱様式第 13 号「実践型地域雇用創造事業実施状況報告書」を提出しなければならない。

(実施に関する監査等)

第 16 条 委託者は、委託事業の実施に関し必要があるときは、乙に対して関係書類及び資料の提出を求め、又は監査を行うことができることとする。

2 委託者は、乙が再委託を行っている場合で必要があるときは、再委託先に対して、委託事業に係る関係書類及び資料について前項と同様の措置を講ずることができることとする。

(業務完了報告書の提出)

第 17 条 乙は、業務終了後、直ちに委託要綱様式第 14 号「業務完了報告書」を甲の指定する検査職員に提出しなければならない。

2 業務期間が複数年度に渡る場合は、国の会計年度の末日までに業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査の実施)

第 18 条 検査職員は、前条の業務完了報告書の提出後 10 日以内又は国の会計年度の末日までのいずれか早い日までに、乙の業務の完了を確認し、検査調書を作成する。乙は、検査職員の検査に協力し、検査職員から立会いを求められた場合には、これに立ち会わなければならない。

2 乙は、審査の結果、不合格であったときは、検査職員の指定する期間内に未履行部分の業務を完了しなければならない。この場合に要する費用は乙の負担とする。
3 前項の規定は、不合格後の再審査の際にも適用する。

(実施結果報告書の提出)

第 19 条 乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 15 号「実践型地域雇用創造事業実施結果報告書」を委託者に提出しなければならない。

(委託費の精算等)

第 20 条 乙は、国の会計年度が終了したとき又は委託事業が終了等したときは、その日から起算して 30 日以内又はその翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに委託要綱様式第 16 号「実践型地域雇用創造事業精算報告書」を委託者を経由して甲に提出しなければならない。なお、乙は、甲に提出する前に、帳簿等における出入金の状況及び内容が、実践型地域雇用創造事業精算報告書の支出額・残額と

齟齬がないか確認しなければならない。

- 2 甲は、前項に定める実践型地域雇用創造事業精算報告書の提出を受けたときは、遅滞なくその内容を審査し、適正と認めたときは委託費の額を確定し、委託要綱様式第17号「実践型地域雇用創造事業委託費確定通知書」により委託者を経由して乙に通知するものとする。ただし、第4条第4項ただし書の規定による概算払により、乙に支払った委託費に残額が生じたとき又は乙に支払った委託費により発生した収入があるとき、甲は、期間を定めて、委託要綱様式第18号「実践型地域雇用創造事業委託費確定通知及び返還命令書」により、委託者を経由して乙に通知するとともに返還を命ずるものとする。
- 3 委託費の額の確定は、第5条第1項に規定する委託費の限度額と委託事業に要した額を比較して、いずれか低い額をもって行う。

(延滞金及び加算金)

- 第21条 乙は、前条第2項ただし書の規定による金額を甲の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じて、年5.0%の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。
- 2 乙は、委託費を不適切に使用した場合において、その行為を隠匿する目的で経費にかかる領収書や帳簿の改ざん等「故意」に行った不正行為、及び証拠書類等の滅失・毀損等による使途不明等「重過失」については、甲の求めにより、当該委託費の一部又は全部を返還をし、さらに委託費を受領した日の翌日を起算日として、支払いの日までの日数に応じて、年20%の割合で計算した金額の範囲内の金額を加算金として支払わなければならない。また、注意義務違反等「過失」によるものは、不適切金額のみの返還とし、加算金を課さないこととする。
 - 3 甲は、前項の「過失」による場合において、やむをえない事情があると認めるとときは、不適切な金額の全部又は一部を免除することができる。
 - 4 第2項の委託費の返還については、第1項の規定を準用する。延滞金、元本（返還する委託費）及び第2項の規定による加算金の弁済の充当の順序については、加算金、延滞金、元本の順とする。

(損害賠償)

- 第22条 乙は、この契約に違反し、又は乙の故意若しくは過失によって国に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として国に支払わなければならない。

(守秘義務等)

- 第23条 乙は、委託事業遂行上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の取扱い)

- 第 24 条 乙は、この契約により知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を他に漏らしてはならない。
- 2 乙は、個人情報の漏えい防止のため、責任者を定め、委託事業に係る個人情報の取扱いに従事する者に関して、適切な措置を講じ、速やかに委託要綱様式第 19 号「個人情報保護管理及び実施体制報告書」を委託者に提出しなければならない。なお、個人情報保護管理及び実施体制報告書は、個人情報保護管理体制及び実施体制に変更があった都度行うものとする。
- 3 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに、この契約による目的以外のために使用又は第三者に提供してはならない。
- 4 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を当該契約による目的以外のために委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。作業の必要上委託者の承諾を得て複写又は複製した場合には、作業終了後、適正な方法で廃棄しなければならない。
- 5 乙がこの契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この委託事業の終了等の後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 6 乙は、個人情報の漏えい等安全確保のうえで問題となる事案が発生した場合には、事案の発生した経緯、被害状況等について委託要綱様式第 20 号「個人情報漏えい等事案発生報告書」により、速やかに委託者に報告するとともに、委託者の指示に基づき、被害の拡大の防止、復旧等のために必要な措置を講じなければならない。
- 7 乙は、個人情報の管理の状況について、委託要綱様式第 21 号「個人情報管理条例状況報告書」により、年 1 回以上委託者に報告しなければならない。
- 8 委託者は、必要と認めるときは、乙に対し個人情報の管理状況について検査を行うことができるとしている。
- 9 本条の規定は、乙が委託事業の一部を再委託する場合及び再委託した業務に伴う当該第三者が再々委託を行う場合について準用する。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

- 第 25 条 乙は、乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに甲に報告する。

(契約の解除等)

- 第 26 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、乙に対する書面による

通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。また、本契約の再委託先が次の各号のいずれかに該当する場合も、同様とする。

- (1) 乙又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき
- (2) 乙が本契約締結以前に甲に提出した書類等に虚偽があったことが判明したとき
- (3) 乙が、乙又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかつたことが判明したとき
- (4) 第16条に規定する監査等に対する虚偽の報告等が発覚したとき
- (5) この委託事業を適正に遂行することが困難であると委託者が認めるとき

2 甲は、前項の規定により、契約を解除したときは、第20条の規定に準じて委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。また、既に交付した委託費がある場合には、その返還を求めることができるものとする。さらに、契約が解除された場合において、乙は、甲との協議に基づき委託事業の残務を処理するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第27条 前条第1項第1号から第3号のいずれかに該当するときは、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第28条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、乙に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。以下次条において同じ。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。以下次条において同じ。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第29条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する延滞金）

第30条 乙は、第27条及び前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、当該期日を経過した日から支払をするまでの日数に応じ、年5.0%の割合で計算した額の延滞金を甲の指示に基づき支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第31条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

以下同じ。) 又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第32条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請負契約等に関する契約解除)

第33条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除さるべきにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、乙に対する書面による通知により、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第34条 甲は、第31条、第32条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第31条、第32条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第 35 条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(疑義の決定)

第 36 条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し生じた疑義については、その都度、甲と乙が協議のうえ決定するものとする。

この契約の成立の証として、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所
支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 (氏名) 印

乙 住 所
受託者名 (役職) (氏名) 印

別紙 1

実践型地域雇用創造事業実施計画（平成〇〇年度）

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 年度毎に作成すること

別紙2

実践型地域雇用創造事業委託費交付内訳（平成〇〇年度）

受託者名

委託対象経費区分	委託費の額
1 人 件 費	円
2 管 理 費	円
3 事 業 費	円
4 消 費 税	円
合 計	円

※ 年度毎に作成すること。

(様式第5号)

番 号
平成 年 月 日

官署支出官
奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業委託費支払請求書

平成 年 月 日付け契約を締結した実践型地域雇用創造事業の実施に
係る経費として下記金額を交付されたく請求します。

記

1 請求金額 金 円也

2 振込先

振込先金融機関・店舗名
預 金 種 別
口 座 番 号
(カ ナ 名 義)
口 座 名 義
名 義 人 住 所

別添

実践型地域雇用創造事業委託費 請求金額（平成〇年〇月分）

(単位：円)

委託契約額	支 払 済 額	今回請求金額	残 額	備 考
円	円	円	円	

(様式第6号)

発第 号
平成 年 月 日

受託者 殿

奈良労働局長 印

実践型地域雇用創造事業変更通知書

実践型地域雇用創造事業実施計画に下記の変更の必要が生じたので別紙のとおり通知します。

記

1 変更事項

2 変更理由

(様式第 7 号)

番号
平成 年月日

奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業変更承認申請書

実践型地域雇用創造事業実施計画を下記により別紙 1 及び別紙 2 のとおり変更
したいので申請します。

記

1 変更事項

2 変更年月日

3 変更理由

4 当初契約額

5 変更後契約額

別紙 1

実践型地域雇用創造事業実施計画（平成〇〇年度）

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※ 事業費の内訳は別紙2「実践型地域雇用創造事業費積算内訳」のとおり

※ 年度毎に作成すること

別紙2

実践型地域雇用創造事業費積算内訳（平成〇〇年度）

受託者名

委託事業対象経費	委託費の額	備考
	円	
合 計		

※年度毎に作成すること

(様式第8号)

実践型地域雇用創造事業変更委託契約書

平成 年 月 日付で、支出負担行為担当官（都道府県）労働局総務部長（氏名）（以下「甲」という。）と受託者（役職）（氏名）（以下「乙」という。）との間で締結した「実践型地域雇用創造事業委託契約書」について、当該契約書第7条第3項に基づき、下記のとおり契約を変更する。

記

- 1 実践型地域雇用創造事業委託契約書（以下「契約書」という。）第4条第1項中「金〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）」を、「金〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）」に、第5条第1項中「金〇〇〇，〇〇〇（うち消費税及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）」を、「金〇〇〇，〇〇〇（うち消費税額及び地方消費税額金〇〇〇，〇〇〇円）」に変更する。
- 2 契約書別紙1「実践型地域雇用創造事業実施計画」を別紙1のとおり変更する。
- 3 契約書別紙2「実践型地域雇用創造事業委託費交付内訳」を別紙2のとおり変更する。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住所
支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 (氏名) 印

乙 住所
受託者名（役職） (氏名) 印

別紙1

実践型地域雇用創造事業実施計画（平成〇〇年度）

受託者名

委託事業の事項	委託事業の内容
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
委託費の額	円

※年度毎に作成すること

別紙2

実践型地域雇用創造事業委託費交付内訳（平成〇〇年度）

受託者名

(単位：円)

委託対象経費区分	当初契約額	変更契約額	増△減
1 人 件 費			
2 管 理 費			
3 事 業 費			
4 消 費 税			
合 計			

※ 年度毎に作成すること

(様式第9号)

番 号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業中止（廃止）承認申請書

実践型地域雇用創造事業を下記により中止（廃止）したいので申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 中止（廃止）理由

3 中止期間（廃止年月日）

(様式第 10 号)

番号
平成 年月日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業再委託承認申請書

平成 年度実践型地域雇用創造事業の実施にあたり、その一部を下記により
再委託することとしたいので申請します。

記

1 再委託の相手方

住 所
氏 名

2 再委託を行う業務の範囲

3 再委託の必要性

4 委託する相手方が委託される業務を履行する能力

5 再委託を行う金額

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 11 号)

番号
平成 年 月 日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業再委託内容変更承認申請書

実践型地域雇用創造事業の実施にあたり、その一部を再委託することとし、平成 年 月 日付けで承認を受けた内容を下記のとおり変更することとしたいので申請します。

記

	(変更前)	(変更後)
1 再委託の相手方		
2 再委託を行う業務の範囲		
3 再委託の必要性		
4 変更後の事業者が委託される業務を履行する能力		
5 再委託を行う金額		

※ 見積書等の経費内訳を添付すること。

(注) 再委託先が複数の場合は、再委託先毎の内容がわかるよう記載すること。

(様式第 12 号)

番号
平成 年月日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿

住所
受託者名 印

財産処分承認申請書

今般、実践型地域雇用創造事業により取得した財産について、下記のとおりの処分を認められたいので、実践型地域雇用創造事業委託契約書第 11 条第 3 項の規定により承認申請いたします。

記

1. 財産の品目

2. 数量

3. 取得年月日

4. 取得価格

5. 取得後の使用状況

6. 処分事由及び方法

※ 受託者が買取を希望する場合は、買取理由、買取希望額及び算定方法も記載すること。

(様式第 13 号)

番号
平成 年 月 日

奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業実施状況報告書

実践型地域雇用創造事業実施状況を別添により報告します。

別添

実践型地域雇用創造事業実施状況報告書

受託者名

1 事業実施状況

内 容		備 考
計 画	実 施 状 況 及 び 見 込	

2 経費状況

(1) 収入

(単位：円)

区 分	受 入 済 額	今 後 の 受 入 額 予 定	合 計	備 考

(2) 支出

(単位：円)

区 分	支 出 済 額	今 後 の 支 出 額 予 定	合 計	備 考

(様式第 14 号)

番 号

平成 年 月 日

検査職員

奈良労働局総務部総務課

○○ ○○ 殿

住所

受託者名 印

業務完了報告書

契約件名 実践型地域雇用創造事業

上記の業務について、平成 年 月 日をもって完了したので、実践型地域雇用創造事業委託契約書第 17 条第 1 項の規定に基づき報告します。

(様式第 15 号)

番号
平成 年月日

奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業実施結果報告書

実践型地域雇用創造事業の実施結果について別添のとおり報告します。

別添

実践型地域雇用創造事業実施結果

受託者名

計画内容	具体的実施状況	備考

(様式第 16 号)

番号
平成 年月日

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 殿
(奈良労働局長経由)

住所
受託者名 印

実践型地域雇用創造事業精算報告書

実践型地域雇用創造事業の精算について下記のとおり報告します。

記

1 精算報告（別紙 1 のとおり）

(1) 委託契約額	金	円也
(2) 支出額	金	円也
(3) 差引額 ((1) - (2))	金	円也
(4) 雑収入（預金利息等）	金	円也
(5) 返還額 ((3) + (4))	金	円也

2 委託費支出内訳明細（別紙 2 のとおり）

別紙 1

実践型地域雇用創造事業委託費支出等実績

受託者名

(単位：円)

別紙2

実践型地域雇用創造事業委託費支出内訳明細

受託者名

委託事業対象経費	支出額	備考
	円	
合 計	円	

(様式第 17 号)

発第 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 印

実践型地域雇用創造事業委託費確定通知書

平成 年 月 日付け「実践型地域雇用創造事業委託契約書」により契約を締結した平成〇〇年度実践型地域雇用創造事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け実践型地域雇用創造事業精算報告書に基づき、実践型地域雇用創造事業委託契約書第 20 条第 2 項の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 委託契約額 金 円也

2 確定期額 金 円也

(様式第 18 号)

発第 号
平成 年 月 日

(受託者) 殿

支出負担行為担当官

奈良労働局総務部長 印

実践型地域雇用創造事業委託費確定通知及び返還命令書

平成 年 月 日付け「実践型地域雇用創造事業委託契約書」により契約を締結した実践型地域雇用創造事業の実施に係る委託費の額については、平成 年 月 日付け実践型地域雇用創造事業精算報告書に基づき、実践型地域雇用創造事業委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

なお、確定額を超えて、既に交付した委託費及び交付した委託費により発生した収入については、実践型地域雇用創造事業委託契約書第 20 条第 2 項ただし書の規定により平成 年 月 日までに下記金額の返還を命じます。

記

1 委託契約額	金	円也
2 確定額	金	円也
3 返還額	金	円也
① 委託費の残額		円
② 預金利息		円

(様式第 19 号)

番号
平成 年月日

奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

個人情報保護管理及び実施体制報告書

実践型地域雇用創造事業委託契約書第 24 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 管理体制

2. 実施体制

(様式第 20 号)

個人情報漏えい等事案発生報告書

(第〇報)

受託者名

発生場所

委託者への本報告書発送年月日

年 月 日 曜日 (発覚から 営業日)

(1)委託者への事案報告年月日	年	月	日	曜日	(発覚から 営業日)
(2)発覚年月日	年	月	日	曜日	—
(3)発生年月日	年	月	日	曜日	—
(4)事案の概要					

(様式第 21 号)

番号
平成 年月日

奈良労働局長 殿

住所
受託者名 印

個人情報管理状況報告書

実践型地域雇用創造事業委託契約書第 24 条第 7 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 目的外利用の有無 (有 ・ 無)
- 2 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件の遵守
(している ・ していない)
- 3 個人情報の複製等に関する事項の遵守 (している ・ していない)
- 4 個人情報の漏えい等事案発生時における対応に関する事項の遵守
(している ・ していない)
- 5 業務完了あるいは保持不要となった際の速やかな個人情報の消去及び媒体の返却
(している ・ していない)
- 6 その他講じた措置 (自由記載欄)

番 号
平成〇〇年〇月〇日

企画書提出者 殿

支出負担行為担当官
奈良労働局総務部長 印

企画書評価結果について

下記のとおり、企画書の評価を行いましたので、結果を通知します。

記

1 事業名 平成30年度実践型地域雇用創造事業

(選抜)

2 評価結果 企画競争参加者から提出された企画書の評価を行った結果、貴協議会の企画書を選抜することといたしました。

(非選抜)

2 評価結果 企画競争参加者から提出された企画書の評価を行った結果、貴協議会の企画書は選抜しないことといたしました。

3 非選抜理由 企画書採点の結果、基準を下回ったため。

実践型地域雇用創造事業に係る企画書の評価について

1 実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会の設置等

- (1) 厚生労働省職業安定局雇用開発部地域雇用対策課内に実践型地域雇用創造事業の企画書評価のため、実践型地域雇用創造事業企画書評価委員会（以下「企画書評価委員会」という。）を設置する。
- (2) 企画書評価委員会は、提出された企画書の内容について、審査・選抜を行う。

2 審査方法

- (1) 「実践型地域雇用創造事業企画書採点基準」（別紙）に基づき、以下の項目について委員ごとに採点する。

ア 地域の取組

市町村や経済団体その他の地域関係者等が、地域重点分野において、地域の特性・資源を有効に活かした地域の産業及び経済の活性化その他の地域における雇用創造に資する具体的な取組を実施し、かつ、それらの取組により当該分野で一定の成果を上げる可能性が高いかどうか。

なお、地域における効果的な雇用創造を促進する観点から、関係省庁の連携による地域産業活性化など地域再生の取組を行う地域に配慮する。

イ 事業内容

事業の内容が、地域独自の取組と一体的に行われる雇用対策に係る事業であって、地域独自の取組を推進する際に生じる雇用面の課題を解決するために適切な事業であるとともに、事業が地域求職者等に広く利用され、かつ、設定した目標の実現可能性が高いかどうか。

ウ 雇用創造効果

適切に事業を実施することにより、質及び量の両面において雇用創造効果が高いと見込まれるかどうか。

また、就職者1人当たりの雇用に要する経費が少なく、事業利用者の就職に結びつく可能性が高いなど、費用対効果が高いと見込まれるかどうか。

なお、1人当たりの経費が150万円を超えると失格とする。

加えて、当該事業の雇用創出実践メニューの実施により、地域が活性化され、継続的・波及的に雇用創造効果が期待されるかどうか。

エ その他

実践事業を終了した地域及び実施中の地域が、新たに実践事業の事業構想を提案する場合は、実践事業実施に係る機会の公平性を確保するため、新規に実践事業の

提案を行う地域を優先的に採択することとし、以下について評価を行う。

- (ア) 実践事業の実施経験を生かした地域独自の雇用創造の取組みが見られるか
- (イ) 実践事業の事業実施時における雇用創造目標の達成状況（事業実施期間のアウトカムの計画数の合計に対して、事業実施期間のアウトカムの実績の合計が80%以上であること）
- (ウ) 実践事業実施時における不正・不適正事案の有無
- (エ) 今般提案の事業構想が、過去3年以内（※1）に実施した実践事業の事業構想と比較して、概ね新しい又は拡充した計画といえるかどうか（地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で概ね1／2（※2）程度以上の見直し又は拡充が行われていること）

※1 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

※2 ((今般提案の事業構想の総セミナー数及び実践メニュー数)-(過去3年内に実施した実践事業の事業構想と重複しているセミナー数及び雇用創出実践メニュー数)) ÷ (過去3年内に実施した実践事業の総セミナー数及び雇用創造実践メニュー数)

オ ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

実践事業の実施主体がいずれかに該当する場合は、評価を行う。

- (ア) ワーク・ライフ・バランスを推進する事業主として、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）その他関係法令に基づく認定（認定の基準が複数あるものにあっては、労働時間等の働き方その他のワーク・ライフ・バランスに関する基準を満たすものに限る。以下同じ。）を受けた事業主
- (イ) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定し、都道府県労働局へ届出を行った事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）

(2) (1)の審査結果を、一覧に整理し、全項目の採点を合計した点数を総得点として、基準点を超えた提出者を契約候補者とする。

ただし、契約候補者の経費概算の合計額が予算額を超えた場合は、最も評価の高い契約候補者から予算の範囲内で契約を締結することとする。

なお、審査基準「失格」が一つ以上該当する企画書の提案者は契約候補者として選抜しない。

(3) 総得点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選抜する。

ア 「A」の数が多い者を契約候補者とする。

イ 「A」の数が同数の場合は、くじ引きにより契約候補者を選抜する。

3 企画書評価結果の報告

企画書評価委員会は、委員会事務局（職業安定局雇用開発部地域雇用対策課）を通じ、評価結果を各労働局支出負担行為担当官へ報告を行う。

各労働局支出負担行為担当官は、提出者に対し評価結果を通知する。

なお、選抜された企画書に対して、企画書評価委員会及びこれとは別に設置する「実践型地域雇用創造事業の評価に係る第三者委員会」から事業内容の一部変更や事業の実施に係る条件が付されることがある。

実践型地域雇用創造事業企画書 採点基準

29／56(64)

○ 標準点は28点となるが、ボーダーは29点とする。

委員名 :

評価項目	評価基準	(配点 (加点含む))	配点				
			A	B	C	D	E
1. 地域の取組		14 (15)					
(1) 地域資源及び地域戦略の明確化 ※事業構想4関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域資源と地域課題を踏まえた地域戦略が明確化されているか <p>A地域資源、地域課題のいずれも明確であり、それら2つを踏まえた地域戦略が明確であり、期待ができる B地域資源、地域課題のいずれも明確であり、それらのうち1つを踏まえた地域戦略が明確であり、期待ができる C地域資源あるいは地域課題のいずれかが明確であり、それを踏まえた地域戦略が明確である D地域資源あるいは地域課題のいずれかが明確であるが、それを踏まえた地域戦略が不明確である E地域資源、地域課題のいずれも不明確である</p>		4	3	2	1	失格
(2) 地域の取組の有効性 ※事業構想5-3-2 (1) 別紙9関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、経済団体等が適切な取組を行っているか <p>A市町村、経済団体等のいずれも適切な取組を行っていて、期待ができる B市町村あるいは経済団体等のいずれかが適切な取組を行っていて、期待ができる C市町村あるいは経済団体等のいずれかが妥当な取組を行っている D市町村、経済団体等のいずれも妥当な取組を行っていない</p>		3	2	1	0	
(3) 地域再生計画の連携施策等 ※事業構想 5-2別紙2 5-3-1 (6) 別紙8 5-3-2 (1) 別紙9 5-3-2 (2) 別紙10 関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①実践型地域雇用創造事業の実施を盛り込んだ地域再生計画の認定を受けている又は事業開始予定期日に受ける予定である ②地域再生法第5章の特別の措置を適用して行う事業又は実践事業以外の地域再生基本方針に基づく支援措置を実施している ③地域再生基本方針に基づく支援措置以外の国等による支援措置(地域未来投資促進法に係る支援措置、地域雇用開発助成金等)を実施している <p>のいずれかが該当するか</p> <p>A①～③のいずれも該当している B①～③のうち2つが該当している C①～③のうち1つが該当している Dいずれも該当しない</p>		3	2	1	0	
(4) 実施体制 ※事業構想 5-1 5-3-1 (2) 別紙3 5-3-1 (5) 関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・①キーパーソンの存在、②地域関係者の意欲が高い、③事業終了後も取組を継続する見込み、④事業終了後の計画が具体的な予定となっている <p>のいずれかが該当するか</p> <p>A①～④のいずれも該当している B①～④のうち3つが該当している C①～④のうち2つが該当している D①～④のうち1つが該当している Eいずれも該当しない</p>		4	3	2	1	0
(5) 実施地域 ※事業構想3-1関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・激甚災害指定地域(注1)、過疎等雇用改善地域(過疎、離島、被災地域)に該当するか 	[加点項目]	1	0			
2. 事業内容		26 (30)					
(1) 課題に対する有効性 ※事業構想 4 5-3-1 (3) 関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業メニューの組み合わせは地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか <p>A事業メニュー組み合わせすべてが効果的であると認められ、期待できる B事業メニューの組み合わせの大半は効果的であると認められ、期待ができる C事業メニューの組み合わせの一部が効果的であると認められる D効果的であると認められない</p>		3	2	1	0	
(2) 独自性・モデル性 ※事業構想5-3-1 (3) 関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・事業メニュー等について独自性やモデル性があるか 	[加点項目]	2	1	0		
【基本メニュー】							
(3) 雇用拡大メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【雇用拡大メニュー】別紙4関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用拡大メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか <p>Aメニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる Bメニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる Cメニューの一部が効果的であると認められる D効果的であると認められない</p>		3	2	1	0	
(4) 人材育成メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【人材育成メニュー】別紙5関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか <p>Aメニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる Bメニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる Cメニューの一部が効果的であると認められる D効果的であると認められない</p>		3	2	1	0	
※事業構想5-3-1 (4) 関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成メニューの利用が期待できるか 	[加点項目]	1	0			
(5) 就職促進メニュー ※事業構想5-3-1 (3) 【就職促進メニュー】別紙6関連事項	<ul style="list-style-type: none"> ・就職促進メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか <p>Aメニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる Bメニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる Cメニューの一部が効果的であると認められる D効果的であると認められない</p>		3	2	1	0	

【実践メニュー】							別紙
(6) 雇用創出実践メニュー		・雇用創出実践メニューの内容は地域の課題を解決するために効果的なものとなっているか		3	2	1	0
※事業構想5-3-1(3) 【雇用創出実践メニュー】 別紙7関連事項		Aメニューのすべてが効果的であると認められ、期待ができる Bメニューの大半が効果的であると認められ、期待ができる Cメニューの一部が効果的であると認められる D効果的であると認められない					
		・基本メニューとの関連性		3	2	1	0
		A雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニューのすべてと連動している B雇用拡大メニュー、人材育成メニューと連動している C雇用拡大メニュー、人材育成メニューのいずれかと連動している Dいずれも連動していない					
※事業構想 5-3-1(2)別紙3 関連事項		・実施体制	0		失格		
		A実施体制が確保されている B実施体制が確保されていない					
		・実践支援員全体に占める対象労働者の割合		2	1	0	失格
		A80%以上 B60%以上80%未満 C50%以上60%未満 D50%未満					
※事業構想 5-3-1(5) 関連事項		・事業終了後の計画	2	1	0		
		A具体的に事業終了後も継続して事業実施する提案となっている B事業終了後も継続して事業実施する提案となっている C事業終了後は継続して事業実施しない提案、あるいは事業終了後の継続事業実施について言及がない提案となっている					
※事業構想 5-3-1(5) 関連事項		・事業実施により見込まれる波及的な雇用創出効果が示されているか	1	0			
		A定量的、定性的に示されている B定量的、定性的ではないが波及的な雇用創出効果の見込みを示している					
※事業構想5-3-1(3) 【雇用創出実践メニュー】 別紙7関連事項		・事業進捗率	2	1	0	失格	
		A計画スケジュールの進捗率100%の達成が期待できる B計画スケジュールの進捗率80%の達成は期待できる C計画スケジュールの進捗率50%以上の達成は期待できる D期待できない					
【事業全体】		・雇用創出目標数値（アウトカム）の達成の可能性					
(7) 目標達成の可能性		A雇用創出目標数値の100%の達成が期待できる B雇用創出目標数値の90%の達成が期待できる C雇用創出目標数値の50%以上の達成は期待できる D期待できない	2	1	0	失格	
※事業構想 4-3別紙1 5-3-1(4) 関連事項							
3. 雇用創造効果			16				
(1) 雇用創出数		・雇用創出数					
※事業構想4-3別紙1 関連事項		A500人以上 B300人以上500人未満 C100人以上300人未満 D50人以上100人未満 E50人未満	4	3	2	1	0
(2) 雇用創造の就業人口への寄与度		・雇用創造の就業人口（注2）への寄与度					
※事業構想4-3別紙1 関連事項		A2.0%以上 B1.0%以上2.0%未満 C0.5%以上1.0%未満 D0.1%以上0.5%未満 E0.1%未満	4	3	2	1	0
(3) 正規雇用の割合		・正規雇用（創業含む）の割合					
※事業構想4-3別紙1 関連事項		A80%以上 B60%以上80%未満 C60%未満	2	1	0		
(4) 雇用（創業）者1人あたりの経費		・雇用（創業）者1人当たりの経費					
※事業構想4-3別紙1 事業構想必要経費概算 関連事項		A60万円未満 B60万円以上90万円未満 C90万円以上120万円未満 D120万円以上150万円未満 E150万円以上	4	3	2	1	失格
(5) 利用者就職（創業）率		・利用者就職（創業）率					
※事業構想4-3別紙1 関連事項		A20%以上 B10%以上20%未満 C10%未満	2	1	0		

(1) 主体性 ※事業構想 5-3-1 (2) 別紙3 関連事項	・主体性に問題はないか A コンサルタント任せなど、地域関係者の主体性が見られない B 地域関係者の主体性に疑問がある	-2	-1			
	・実践事業の実施経験を生かした地域独自の雇用創造の取組みが見られるか A 見られる B 見られない	0	-1			
(2) 過去の実績等 (実践事業の実施地域のみを対象とする。) ※新旧対照表関連事項	・実践事業実施時における目標未達成状況 A 実践事業実施地域「90%未満」に該当する B 実践事業実施地域「80%未満」に該当する	-1	失格			
	・実践事業実施時における不正・不適正事案の有無 A 不正事案を起こした（事業廃止） B 不適正事案を起こした（事業改善指導） C ない	-2	-1	0		
	・今般提案の事業構想が、過去3年以内（注3）に実施した実践事業の事業構想と比較して、概ね新しい又は拡充した事業構想といえること（地域重点分野や各事業の内容などの質的な面で概ね1/2（注4）程度以上の見直し又は拡充が行われていること）。 A 見直し又は拡充が1/2程度以上 B 見直し又は拡充が1/2程度未満	0	失格			
5. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標（注5、注6）	(3)					
(1) 女性活躍推進法に基づく認定 (えるぼし認定企業)	・下記のいずれかに該当するか A 3段階目（認定基準5つすべてが〇となっている） B 2段階目（認定基準5つのうち、3～4つが〇となっている）（注7） C 1段階目（認定基準5つのうち、1～2つが〇となっている）（注7） D 行動計画を策定している（注8） E 認定を受けていない	3	2	1	0.5	0
(2) 次世代法に基づく認定 (プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業)	・下記のいずれかに該当するか A プラチナくるみんの認定を受けている B くるみんの認定を受けている C 認定を受けていない	2	1	0		
(3) 若者雇用促進法に基づく認定	・下記のいずれかに該当するか A ユースエールの認定を受けている B 認定を受けていない	2	0			

注1 実践事業の公示の日から過去1年間に指定された地域

注2 直近(平成27年度)の国勢調査

注3 今般提案の事業構想の事業開始予定日から起算して過去3年以内

注4 ((今般提案の事業構想の総セミナー数及び実践メニュー数)-(過去3年以内に実施した実践事業の事業構想と重複しているセミナー数及び雇用創出実践メニュー数)) ÷ (過去3年以内に実施した実践事業の総セミナー数及び雇用創造実践メニュー数)

注5 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行う。

注6 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。

注7 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令(平成27年10月28日厚生労働省令第162号)第8条に定める基準。このうち、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

注8 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主(常時雇用する労働者の数が300人以下のもの)に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。